

目 次

第1章 プランの概要	1
第1節 中間見直しの趣旨	1
1 国内法・制度改革の進展と障害者権利条約の批准	2
2 長浜市の人口の推移	3
3 長浜市のしうがい手帳所持者数の推移	3
4 長浜市におけるしうがい福祉サービス費の推移	8
第2節 プランの構成と位置づけ	9
1 プランの構成	9
2 プランの位置づけ	9
3 他の計画との関係	9
第3節 プランの期間	10
第4節 プランの策定体制・進行管理	10
第2章 基本構想	12
第1節 基本理念	12
第2節 5つの柱	12
第3節 やさしいまちづくり「あたたか」	13
1 相互理解の推進	13
2 地域福祉の推進	13
3 地域ネットワークの活性化	13
4 ユニバーサルデザインのまちづくり	14
第4節 地域生活の支援「あんしん」	14
1 生活支援	14
2 防災・防犯等の対策	14
3 権利擁護・虐待防止	15
4 福祉人材の確保・育成・定着	15
第5節 医療・保健・福祉の連携「すこやか」	15
1 しうがいの早期発見・早期支援	16
2 精神保健・医療の充実	16
3 医療的ケアへの対応	16
4 医療費の支援	16
第6節 子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	17
1 地域における子育て支援	17

2 乳幼児期からの早期支援	17
3 学齢期における支援	17
第7節 活動の充実「いきがい」	18
1 就労支援	18
2 日中活動支援	18
3 社会参加・参画の促進	18
第3章 アクションプラン	19
第1節 アクションプランの目的と構成	19
1 アクションプランの目的	19
2 アクションプランの構成	19
第2節 アクションプランの期間	19
第3節 やさしいまちづくり「あたたか」	22
1 相互理解の推進	22
2 地域福祉の推進	27
3 地域ネットワークの活性化	29
4 ユニバーサルデザインのまちづくり	32
第4節 地域生活の支援「あんしん」	35
1 生活支援	35
2 防災・防犯等の対策	46
3 権利擁護・虐待防止	50
4 福祉人材の確保・育成・定着	53
第5節 医療・保健・福祉の連携「すこやか」	57
1 しうがいの早期発見・早期支援	57
2 精神保健・医療の充実	59
3 医療的ケアへの対応	60
4 医療費の支援	62
第6節 子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	64
1 地域における子育て支援	64
2 乳幼児期からの早期支援	65
3 学齢期における支援	68
第7節 活動の充実「いきがい」	73
1 就労支援	73
2 日中活動支援	80
3 社会参加・参画の促進	83

第1章 プランの概要

第1節 中間見直しの趣旨

本プランは、本市のしょうがい福祉の基本指針として作成され、その期間（平成30年度から令和5年度の6年間）の半分が経過しました。

現在、本プランの5つの柱ごとに取組が進められており、基幹相談支援センターの設置など一定の成果はみられていますが、目標の達成には至っていない状況です。

本市のまちづくりの基本指針である「長浜市基本構想」を推進するための基礎資料である「令和元年度長浜市民満足度調査」においても、「しょうがい福祉の充実」の重要度の平均は、5段階評価（数字が大きいほど「重要」）の「4.16」と回答されている一方、しょうがい福祉施策に対する満足度の平均は「3.26」にとどまっています。

この状況をふまえ、本プランの基本理念である「ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜」の実現のためには、引き続き、すべての分野で総合的に取組を進めていくことが必要です。

また、平成29年の社会福祉法改正では、各制度の狭間にいる人への支援や複合的な課題を有する家庭への支援を適切に行うため、相談支援等の事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、支援に対するニーズの多様化への対応が必要となっています。こうした状況に適切に対応していくため、プランの中間見直しを行います。

なお、本プランでは、これまでに引き続き「障害」を「しょうがい」と表記しています。これは、平成17年4月から旧長浜市において市が作成する文書（法令関係を除く）での表記を「しょうがい」としていたことを継続しているもので、「障」から連想される差しさわりや故障、「害」から連想される妨げや災いといった不快な感覚を少しでも改善し、また、誰もの心や行動への意識啓発を図るとともに、本市の取組の根本的な理念となる「生涯の福祉」の意味を込めているものです。

1 国内法・制度改革の進展と障害者権利条約の批准

我が国は、年齢やしうがいの有無等にかかわりなく安全かつ安心して暮らせる「共生社会」を実現するため、障害者権利条約の批准に向けて国内法制度改革を進め、平成26年1月に同条約を批准しました。

近年には以下の改革が行われており、今後、この改革を踏まえて、本市における取組を進める必要があります。

時期	法律名等（略称）	市町村にかかる規定等
H24/10 施行	障害者虐待防止法	しうがい者虐待対応の窓口等となる「障害者虐待防止センター」の機能を果たすこと等
H25/4 施行	障害者優先調達推進法	しうがい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務等
H26/1 批准	障害者権利条約	この条約に基づき、我が国において、しうがい者の権利の実現に向けた取組が一層強化される。(H26/2発効)
H28/4 施行	障害者差別解消法	しうがいを理由とする差別的取扱や合理的配慮不提供の禁止等
H30/4 施行	改正障害者総合支援法 改正児童福祉法	当事者の望む地域生活の支援、しうがい児支援のニーズの多様化への細やかな対応、サービスの質の確保向上に向けた環境整備等
H30/6 施行	障害者文化芸術推進法	しうがい者の文化芸術活動を計画的に推進し、個性と能力を發揮し社会参加を促進 地方公共団体に障害者文化芸術推進計画策定の努力義務化
R1/6 施行	改正障害者雇用促進法	地方公共団体に障害者活躍推進計画策定の義務化
R1/6 施行	読書バリアフリー法	視覚しうがい者等の読書環境の整備を推進
R1/6 施行	改正バリアフリー法	広報啓発の取組推進、基準適合義務対象の拡大等
R1/10 全部施行	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	「しうがいの社会モデル」の考え方を定義 合理的配慮の提供等を義務化 相談（障害者差別解消相談員、地域アドボケーター）解決の仕組みの整備

2 長浜市の人口の推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和2年4月で 117,403 人となっています。年齢3区分別でみると 65 歳以上の人口の割合は年々上昇し、令和2年で 28.2% となっています。

【総人口数】

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	令和 2 年度	H29-R2 年度 人数増減
0～19歳	25,080	24,100	22,992	21,629	△1,363
20～64歳	71,369	67,431	64,308	62,720	△1,588
65歳以上	28,969	30,779	32,448	33,054	606
合 計	125,418	122,310	119,748	117,403	△2,345

※各年度 4 月 1 日 現在

【総人口割合】

(単位：%)

	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	令和 2 年度
0～19歳	20.0	19.7	19.2	18.4
20～64歳	56.9	55.1	53.7	53.4
65歳以上	23.1	25.2	27.1	28.2

※各年度 4 月 1 日 現在

3 長浜市のしょうがい手帳所持者数の推移

(1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者数は平成 26 年度ごろをピークとして、以降減少傾向にあります。年齢 3 区分別にみると、65 歳以上の人数が多くなっていますが減少率も高く、それに対して 64 歳以下の人数が現在においても増加しています。

等級別にみると、最重度である1級の占める割合が高いものの、減少率も高く、中軽度である4級及び5級については平成23年度と比較して増加しています。

【身体障害者手帳所持者数】 (単位：人)

	平成 23年度	平成 26年度	平成 29年度	令和 2年度	H29-R2年度 人数増減
0～19歳	55	73	76	85	9
20～64歳	746	860	962	1,058	96
65歳以上	3,862	4,005	3,800	3,406	△394
合 計	4,663	4,938	4,838	4,549	△289

※各年度4月1日 現在

【身体障害者手帳等級別人数】 (単位：人)

	平成 23年度	平成 26年度	平成 29年度	令和 2年度	H29-R2年度 人数増減
1級	1,464	1,467	1,463	1,346	△117
2級	729	718	669	631	△38
3級	792	864	783	762	△21
4級	1,053	1,186	1,182	1,084	△98
5級	384	472	524	519	△5
6級	241	231	217	207	△10

※各年度4月1日 現在

(2) 療育手帳

療育手帳所持者数は、65歳以上の方が若干減少傾向にあるものの、0～19歳の若年齢所持者が大幅に増加しており、全体的には増加しています。

等級別にみると、すべての等級において増加傾向にあるものの、特に軽度が著しく増加しており、全体として中度・軽度の占める割合が高くなっています。

【療育手帳所持者数】

(単位：人)

	平成 23年度	平成 26年度	平成 29年度	令和 2年度	H29-R2年度 人数増減
0～19歳	83	174	265	366	101
20～64歳	647	830	848	846	△2
65歳以上	156	154	135	119	△16
合 計	886	1,158	1,248	1,331	83

※各年度 4月1日 現在

【療育手帳等級別人数】

(単位：人)

	平成 23年度	平成 26年度	平成 29年度	令和 2年度	H29-R2年度 人数増減
A1(最重度)	168	190	195	209	14
A2(重度)	194	227	229	227	△2
B1(中度)	261	332	350	377	27
B2(軽度)	263	409	474	518	44

※各年度 4月1日 現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は 65 歳以上の方が若干減少しているものの 20～64 歳の方が大幅に増加しており、全体的には増加しています。

等級別にみると、すべての等級において増加しており、全体として中軽度の占める割合が高くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(単位：人)

	平成 23年度	平成 26年度	平成 29年度	令和 2年度	H29-R2年度 人数増減
0～19歳	0	0	4	18	14
20～64歳	283	454	574	738	164
65歳以上	174	205	197	178	△19
合 計	457	659	775	934	159

※各年度 4月1日 現在

【精神障害者保健福祉手帳等級別人数】

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	令和 2 年度	H29-R2 年度 人数増減
1 級	37	58	58	66	8
2 級	312	425	464	533	69
3 級	108	176	253	335	82

※各年度 4 月 1 日 現在

(4) 手帳所持者及び特定医療費(指定難病)受給者証所持者

身体障害者手帳所持者は減少していますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。また、総人口に占める手帳所持者の割合も増加傾向にあります。

年齢別割合をみると、身体障害者手帳は 65 歳以上、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は 20~64 歳が高くなっています。療育手帳の 0~19 歳の割合は、平成 23 年度時と比較すると上昇したことが顕著に現れています。

また、令和 2 年 7 月からは総合支援法対象難病が 361 疾病に拡大されており、本市における、特定医療費（指定難病）受給者証所持者は 853 人（R2/3 末現在）であること等からも、今後さらに相談支援や福祉サービス等のニーズが増加、多様化していくことが予測されます。

【手帳所持者数】

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	令和 2 年度	H29-R2 年度 人数増減
身体障害者手帳	4,663	4,938	4,838	4,549	△289
療育手帳	886	1,158	1,248	1,331	83
精神障害者保健福祉手帳	457	659	775	934	159
合 計	6,006	6,755	6,861	6,814	△47

※各年度 4 月 1 日 現在 (データ抽出 令和 2 年 9 月)

【総人口及び年齢別人口における手帳所持者割合】 (単位：%)

	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	令和 2 年度
全 体	4.8	5.5	5.7	5.8
0~19 歳	0.6	1.0	1.5	2.2
20~64 歳	2.3	3.2	3.7	4.2
65 歳以上	14.5	14.2	12.7	11.2

※各年度 4 月 1 日 現在

※複数の障害者手帳を所持されている方があるため、割合数は延べ人数で計算しています。

【身体障害者手帳年齢別割合】 (単位：%)

	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	令和 2 年度
0~19 歳	1.2	1.5	1.6	1.9
20~64 歳	16.0	17.4	19.9	23.2
65 歳以上	82.8	81.1	78.5	74.9

※各年度 4 月 1 日 現在

【療育手帳年齢別割合】 (単位：%)

	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	令和 2 年度
0~19 歳	9.4	15.0	21.2	27.5
20~64 歳	73.0	71.7	68.0	63.6
65 歳以上	17.6	13.3	10.8	8.9

※各年度 4 月 1 日 現在

【精神障害者保健福祉手帳年齢別割合】 (単位：%)

	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	令和 2 年度
0~19 歳	0	0	0.5	1.9
20~64 歳	61.9	68.9	74.1	79.0
65 歳以上	38.1	31.1	25.4	19.1

※各年度 4 月 1 日 現在

4 長浜市におけるしうがい福祉サービス費の推移

対象者の増加や、ニーズの多様化によるサービス内容の拡充を背景に、長浜市における自立支援給付費の公費負担額は合併直後の平成23年度の16億3,572万円から令和元年度には25億9,016万円となり、1.58倍となっています。

【主なサービス費等決算額】(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	令和 元年度
自立支援給付	1,635,721	2,029,748	2,246,216	2,413,127	2,590,167
障害児給付	-	52,137	90,906	223,694	251,689
移動支援	35,884	39,341	43,687	43,441	42,381
日中一時支援	23,039	35,067	35,359	38,247	47,915

第2節 プランの構成と位置づけ

1 プランの構成

本プランの構成は、法・制度改正や環境の変化に柔軟に対応できるよう、基本的な事項を定める「基本構想」と、それを実現するための「アクションプラン」に大別しています。

2 プランの位置づけ

このプランのうち「基本構想」を障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に、「アクションプラン」を障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけています。

3 他の計画との関係

本プランは、「長浜市総合計画」や「長浜市地域福祉計画」を上位計画とし、「ゴールドプランながはま21（長浜市高齢者保健福祉計画・長浜市介護保険事業計画）」、「長浜市子ども・子育て支援事業計画」、「健康ながはま21」等の保健・福祉分野の各計画との理念を共にして、市が策定する「長浜市人権推進基本計画」などの関連計画との整合や連携を図っていきます。

【長浜市総合計画（平成29年度から令和8年度まで）「基本構想」～抜粋～】

- 3 まちづくりの政策 政策3 健康・福祉 ～いきいきと温かく生きる～
 - 目標2 健やかで豊かに暮らせるまちづくり
 - 2-2 施策1 「やさしいまち長浜」の実現に向けた体制強化
 - 施策2 地域生活の支援と活動支援の充実
 - 施策3 子どもの発達支援と教育・医療・保健・福祉の連携強化
 - 施策4 住みよい住宅環境の改善の推進

【長浜市地域福祉計画（平成29年度から令和3年度まで）～抜粋～】

基本理念

「地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜」

基本目標

基本目標Ⅰ.「地域」を基礎とする支えあいのまち【視点1 地域を育てる】

- ・市民が地域とつながることの喜びを感じ、地域とつながることでさまざまな生活課題を見つけるしくみをつくります。
- ・地域コミュニティを基礎とする協働の体制をつくります。
- ・地域に暮らすすべての市民が主体となり、互いに支え、支えられる関係をつくります。
- ・地域の特性と課題、一人ひとりのニーズに即した支えあいを実現します。

基本目標Ⅱ.「ともに育む」仲間づくりのまち【視点2 仲間を育てる】

- ・地域の活動や行政の情報が、いろいろな手段で正確に伝わるしくみをつくります。
- ・地域組織や市民団体間の情報交換の機会を提供します。
- ・参加、交流、サービスの提供・利用等を可能とする環境をつくります。
- ・地域福祉推進の核となる団体を支援します。
- ・地域福祉の担い手を発掘し、リーダーを育成します。

基本目標Ⅲ.「協働」による地域福祉のまち【視点3 しくみを育てる】

- ・地域でさまざまな困りごとを抱える人（生活困窮者等）の自立と尊厳を確保するために、既存の地域福祉施策と連携し、本人を主体とする自立に向けた取組を推進します。
- ・支援を必要とする人の把握から日常の見守り、災害時対応までの円滑な地域の支援体制を整備します。
- ・専門機関・事業者・福祉関係団体等のネットワーク化と地域のさまざまな主体の連携によって、支えあう力を強化します。
- ・地域福祉推進の中心的な役割を担う市社会福祉協議会と連携し、地域づくり協議会や地区社会福祉協議会（福祉の会）とともに、地域の福祉活動を推進します。
- ・今後の地域環境や福祉ニーズの変化に柔軟に対応できるしくみをつくります。

第3節 プランの期間

平成30年度から令和5年度の6年間です。中間見直し後のアクションプランは令和3年度から令和5年度を対象とし、「アクションプラン」については必要に応じて見直しを行います。

第4節 プランの策定体制・進行管理

中間見直しに当たっては、しょうがい当事者団体・関係機関へのアンケートや意見交換会を実施するとともに、長浜市しょうがい福祉推進協議会での意見聴取、パブリックコメント等を実施しました。見直し後の期間（令和3年

度から令和5年度)についても、状況の変化やご意見等を踏まえながら取組みの進行管理を行います。

第2章 基本構想

第1節 基本理念

本市では、従来の長浜市しおがい者計画において「ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜」をキャッチフレーズとして掲げ、しおがい福祉の充実に向けた取組を進めてきました。

この考え方は、障害者権利条約や国内のしおがい制度改革の方向性と一致するものであることを踏まえ、本プランにおいてもその趣旨を継承し以下を基本理念としています。

市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜」の実現を目指します。

第2節 5つの柱

従来の長浜市しおがい者計画においては、基本理念の実現に向け、5つの視点を施策の柱として定め、それぞれの分野において施策の充実を図ってきました。

本プランにおいても、その理念を継承し以下の5つを柱として定め、総合的・計画的に取組を進めています。

柱ごとの考え方や方向性は次のとおりです。

項目	キーワード
やさしいまちづくり	あたたか
地域生活の支援	あんしん
医療・保健・福祉の連携	すこやか
子どもの発達・教育支援	はぐくむ
活動の充実	いきがい

第3節 やさしいまちづくり「あたたか」

基本理念に掲げる「やさしいまち長浜」を実現するためには、市民のしょうがいに対する理解を深めていくこと、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めること、地域全体が連携して支援を行っていくことなどが重要であり、次の4つの視点から取組を進めます。

1 相互理解の推進

平成28年4月に施行された障害者差別解消法や、令和元年10月に全部施行された滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に規定されている合理的配慮の考え方等について、広く周知・啓発を行うこと等により、しょうがいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指します。

2 地域福祉の推進

しょうがいのある人が地域生活を送るために、日常のちょっとした手助けや声かけ、緊急時の手助けなど、地域にしか行うことのできない支援が数多くあります。

このため、地域福祉活動の輪を広げ、誰もが地域でやすらぎを感じられるよう、地域住民、しょうがいのある人の団体、しょうがい者支援団体、民生委員・児童委員、障害者相談員などの活動支援に取り組みます。

3 地域ネットワークの活性化

しょうがいの特性や状況は多様であり、個別のニーズに適切に対応していくためには、市民・地域・しょうがいのある人等の団体・事業者・相談支援機関・社会福祉協議会・行政等、地域の全ての主体が連携し、柔軟で強固な地域ネットワークを構築することが重要です。

このため、長浜米原しょうがい者自立支援協議会と協働し、基幹相談支援センターを中心として、地域ネットワークを活性化し、相談支援機能の充実

や、情報の共有、課題の解決などに向けて取り組みます。

4 ユニバーサルデザインのまちづくり

しょうがいのある人が暮らしやすく、安全で、活動しやすいまちは、同時に誰にとってもやさしいまちとなります。

このため、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、多数の人が利用する公共施設・民間施設のバリアフリー化^{*1}を推進するとともに、情報のバリアフリー化を図ります。

また、地域における交通手段の確保に向けて取組を進めます。

第4節 地域生活の支援「あんしん」

しょうがいのある人もない人も共に安心して本市で地域生活を送るために、日常的な生活における安定的な支援、近年の大規模災害等の反省を踏まえた防災・防犯対策、また、権利擁護・虐待防止に対する一層の取組が必要です。このため、次の4つの視点から取組を進めます。

1 生活支援

しょうがいのある人が住み慣れた地域や自らが望む場所で暮らすことができるよう、個々のニーズに応じ総合的に支援していくとともに、国の制度改革の動向等も踏まえつつ、制度の狭間や空白がなく、満足度の高い効果的な福祉サービスを提供できるよう必要な支援に取り組みます。

2 防災・防犯等の対策

しょうがいのある人を災害や犯罪から守ることができるよう、「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の推進・強化を通じて、地域における要配慮

*1 バリアフリー化とは、しょうがいのある人や高齢者が生活するうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。

者^{*2}の支援体制の整備を進めるとともに、福祉避難所における感染症対策を講じます。その他、防犯や交通安全などについての啓発を行います。

3 権利擁護・虐待防止

近年、しうがいのある人などへの虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）^{*3}が社会問題となっています。

そのような状況のなか、しうがいのある人の権利を擁護できるよう、法律行為・司法手続・消費・金銭等におけるトラブル、虐待の防止に取り組みます。

このため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用および障害者虐待防止法などに基づき、あらゆる虐待の早期発見・早期対応に向けた体制整備を進めます。

4 福祉人材の確保・育成・定着

対象者の大幅な増加やサービスの拡大・内容の充実を背景に、ニーズの多様化、高度化が進んでおり、複雑で専門的な対応の必要性が高まっています。

そのような状況のなか、サービス事業所では、職員の減少・高齢化が進んでおり、将来的なニーズの拡大に対応できるかが課題となっています。

『社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針』に基づき、将来的なニーズに的確に対応できる人材の安定的な確保に取り組みます。

第5節 医療・保健・福祉の連携「すこやか」

しうがいがあることは特別なことではないことを基本としたうえで、医療・保健・福祉の連携を強化し、しうがいの早期発見・早期支援、精神保健・

*2 要配慮者とは、しうがいのある人や高齢者、乳幼児等の災害時等において特に配慮を要する人のことです。

*3 DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や同居している恋人など日常を共にし親密な関係にある者、またはあった者から受ける暴力行為のことです。身体的暴力だけでなく、精神的なものや性的なものなども含まれます。

医療施策の推進、医療的ケアのニーズの増加に対応するため、以下の4つの視点から取組を進めます。

1 しょうがいの早期発見・早期支援

乳幼児健康診査においてしょうがいがあると疑われる状態を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに、子どもや保護者等に寄り添いながら、しょうがいや特性の受容のための支援を行います。

また、生活習慣病予防などの普及啓発や健康診査、保健指導を行うことで健康の増進に努めます。

2 精神保健・医療の充実

精神しあわせのある人が増加していることを踏まえ、心の健康づくりや精神しあわせについての知識を深めるための取組や相談支援の充実、関係機関との連携を図ります。

また、精神科病院に長期的に入院している人について、地域での生活に移行できるよう取り組みます。

3 医療的ケアへの対応

重症心身しあわせの児・者、難病患者、高次脳機能しあわせ者^{*4}などの医療・医療的ケアが必要な人のニーズに対応できるよう、地域医療の充実や、しあわせ福祉サービス事業等における医療的ケア対応の拡充を図ります。

4 医療費の支援

しあわせにより継続的に必要となる医療や、しあわせを軽くしたり

*4 高次脳機能しあわせ者とは、交通事故や脳卒中などにより脳が損傷されたために、記憶力・集中力や考える力等の認知機能にしあわせが起きた状態の人。

取り除いたりすることが期待できる医療を安心して受けることができるよう、制度内容の検討を行いながら、医療費負担の支援を行います。

第6節 子どもの発達・教育支援「はぐくむ」

心身の発達上の課題やしうがいのある子どもたちが、将来にわたって持てる能力を十分に發揮し自分らしい生活を送ることができるよう、地域・保健・福祉・教育にかかる関係機関などが連携し、以下の3つの視点から継続的な支援を行います。

1 地域における子育て支援

しうがいのある子どもが、地域の見守りや支えあいのなかで地域の子どもたちと共に育ち暮らすことができるよう、子どもたちのふれあいや親に対する子育て支援の充実に取り組みます。

2 乳幼児期からの早期支援

乳幼児期から、子どもや親に対し個々の特性や課題に応じた支援を行うことができるよう、発達支援室や児童発達支援センター、こども療育センター、保育所等の関係機関が連携して取組を進めます。

3 学齢期における支援

しうがいのある子どもが、小学校・中学校・特別支援学校などにおいて、自らの希望や特性に適した形で、共に育ち、学び、体験を通じて生活の基礎や豊かな人間性を培うことができるよう、柔軟で多様性のある教育・支援体制の整備に取り組みます。

第7節 活動の充実「いきがい」

しうがいのある人が、「いきがい」や「やりがい」を感じながら心豊かな生活を送ることができるよう、次の3つの視点から取組を進めます。

1 就労支援

しうがいのある人の就労の拡大・安定を図るため、長浜公共職業安定所や商工会議所、商工会、働き・暮らし応援センター等との連携のもと、企業への働きかけ、多様な就労形態や就労機会を創出します。

また、自立支援協議会での議論を進め、一般就労後の職場定着率の向上に取り組みます。

2 日中活動支援

日中活動サービスにおける生活訓練・機能訓練、文化・創作活動などにおいて「いきがい」を感じられるよう、質・量の両面から日中活動支援の充実を図ります。

今後さらなる増加が見込まれている、重症心身しうがい者^{*5}・強度行動しうがい者^{*6}が安心して過ごせる場の提供ができるよう取り組みます。

3 社会参加・参画の促進

しうがいのある人が地域のさまざまな活動に参加・参画し、文化・芸術・スポーツ・余暇活動などを通じて「楽しみ」を感じられるよう必要な支援や環境整備を行います。また、積極的な広報啓発・発表の場の提供など「やりがい」をもって活動できるような取組を行います。

*5 重症心身しうがい者とは、重度の肢体不自由と重度の知的しうがいとが重複した状態の人のことです。

*6 強度行動しうがい者とは、「直接的な他害」「間接的な他害」「自傷行為」が非常に多い頻度で起こり、通常の環境下では対応が非常に困難な特性を持つ人のことです。

第3章 アクションプラン

第1節 アクションプランの目的と構成

1 アクションプランの目的

アクションプランは、本プランの基本理念の実現に向けた具体的な取組の方向性や内容を定め、計画的、継続的に取組を進めていくことを目的とします。

2 アクションプランの構成

アクションプランは、基本構想に定める5つの柱である、「やさしいまちづくり『あたたか』」・「地域生活の支援『あんしん』」・「医療・保健・福祉の連携『すこやか』」・「子どもの発達・教育支援『はぐくむ』」・「活動の充実『いきがい』」の体系に沿った構成とします。

なお、その体系は次ページのとおりです。

第2節 アクションプランの期間

プラン全体の期間と同じく平成30年度から令和5年度までの6年間とっています。平成30年度から令和2年度の取組を踏まえ、令和3年度から令和5年度のアクションプランを修正しています。

アクションプランの体系

やさしいまちづくり「あたたか」

相互理解の推進

- ・広報・啓発活動の推進
- ・福祉・人権教育の推進

地域福祉の推進

- ・地域福祉活動の推進
- ・人材の育成

地域ネットワークの活性化

- ・地域ネットワークの活性化
- ・相談支援機能の強化

ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・ユニバーサルデザインのまちづくり
- ・住居環境の改善
- ・地域における交通手段の確保

地域生活の支援「あんしん」

生活支援

- ・居宅生活支援
- ・居住支援
- ・経済的支援
- ・福祉用具購入費等の支援
- ・意思疎通支援

防災・防犯等の対策

- ・防災対策
- ・防犯対策
- ・交通安全対策

権利擁護・虐待防止

- ・権利擁護・差別の解消
- ・虐待防止

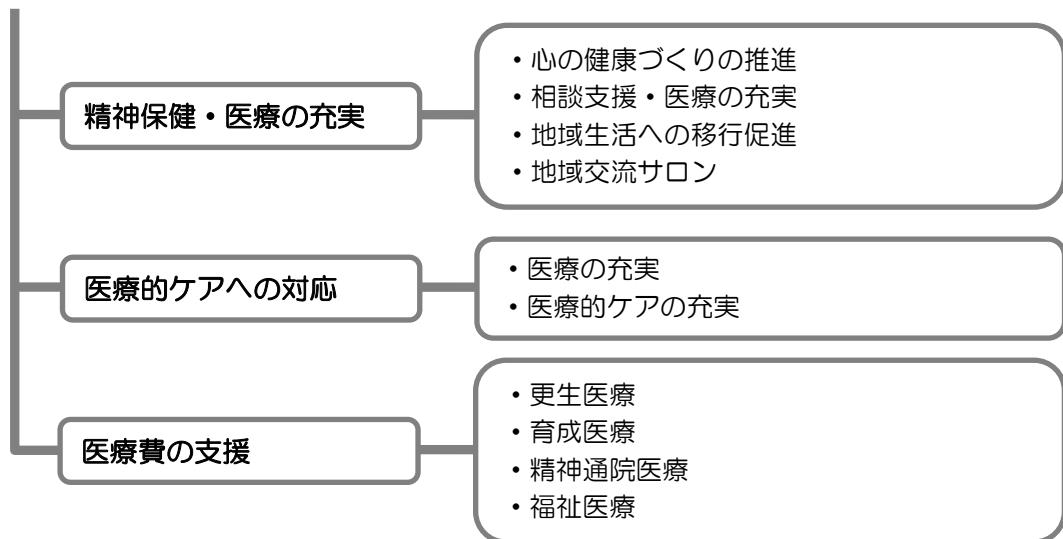
福祉人材の確保・育成・定着

- ・福祉人材の確保
- ・福祉人材の育成・定着

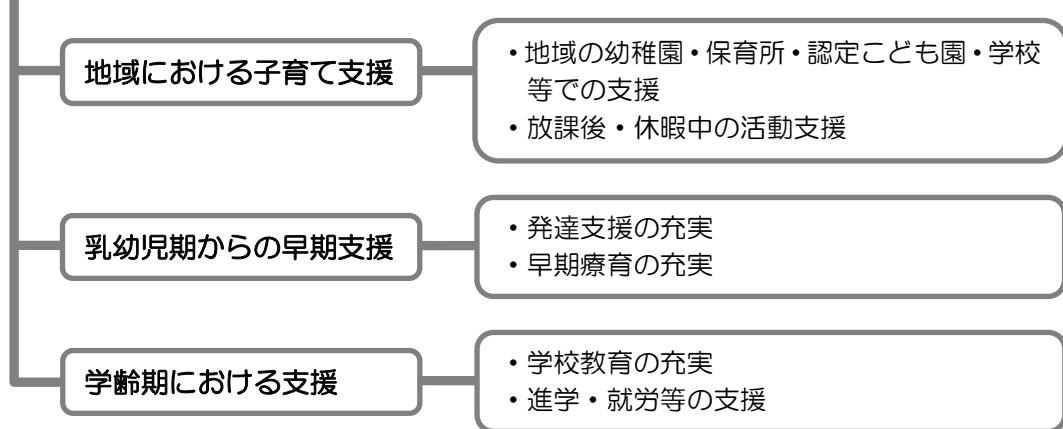
医療・保健・福祉の連携「すこやか」

しうがいの早期発見・早期支援

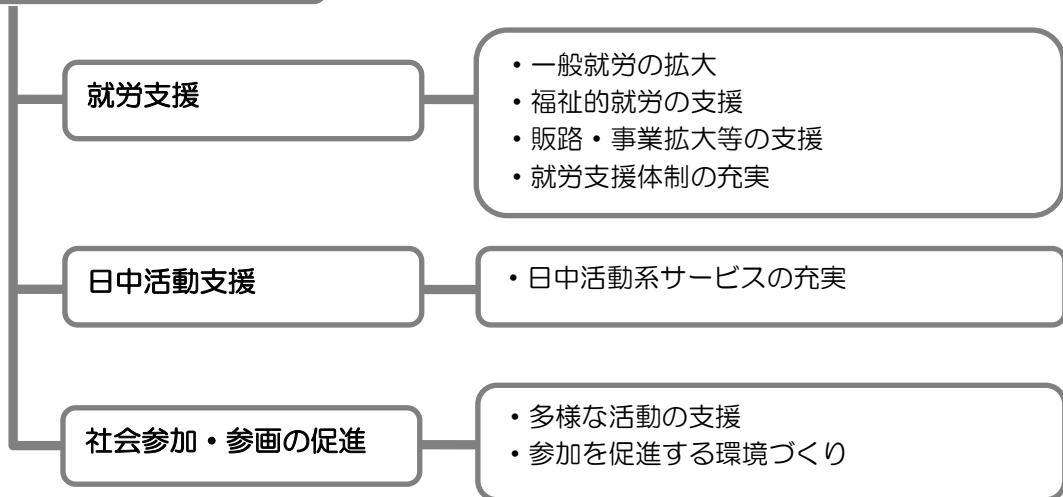
- ・健康づくりの推進
- ・しうがいの早期発見・早期対応
- ・疾病の早期発見・早期対応
- ・乳幼児健診・乳幼児相談の推進



子どもの発達・教育支援「はぐくむ」



活動の充実「いきがい」



第3節 やさしいまちづくり「あたたか」

1 相互理解の推進

(1) 現状と課題

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、令和元年 10 月には滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例が全部施行されました。地域における共生社会の実現に向け、法に規定されている差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、広く周知・啓発を図っていく必要があります。

平成 30 年度以降の新たな取組等

- ・市広報紙で特集記事、手話奉仕員養成講座・小学校等への出前講座等で各種マークの啓発を実施。(R1)
- ・「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を持つ、「長浜市しょうがい福祉推進協議会」の設置。(R1)
- ・企業内人権の啓発時に、チラシの配布により合理的配慮について説明を実施。
- ・人権学習の一環として、長浜養護学校の児童生徒との交流や地域のしょうがい福祉施設の訪問、アイマスク・点字・手話・車いす等の体験学習を実施。

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・ヘルプマークについては、ポスター等あれば掲示しますが手元にありません。また、保持されている方もいらっしゃいますがもらいに行く手間や、重度のしょうがいがあり行くことのできない方や確認されることが負担という方もいる。区分認定の際に配布できればもっと普及するのではないか。
- ・滋賀県条例や社会モデルの考え方に基づいた施策に転換すべき。例えば【障がい】の表記を考え直すなど。
- ・民生委員児童委員協議会の理事会や地区の例会等で積極的な情報提供をしてほしい。
- ・ヘルプマークのことはあまり知らない。どこで配布しているのか、どのように申請するか、どのような物か等より周知が必要。国がもっと推進してほしい。
- ・共生社会づくり条例や社会モデルについての周知、啓発の強化。虐待防止にかかるシステム充実に向けた取り組みを推進していただきたい。

(2) アクションプラン

ア 広報・啓発活動の推進

① 市民への広報・啓発活動

- ・ 市の広報紙をはじめとし、各種の福祉イベント、講演会、研修会、出前講座などあらゆる機会を通じて、障害者差別解消法に規定されている差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、広報・啓発を行います。
- ・ しうがいのある人が優先的に利用できる駐車場（国際シンボルマークのある駐車区画）や、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人々が援助を受けやすくなるよう作成されたヘルプマークなどについて、各種団体や民間事業者の協力を得ながら、啓発に努めています。



【障害者のための国際シンボルマーク】

しうがいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク



【盲人のための国際シンボルマーク】

視覚しうがいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられるマーク



【ヘルプマーク】

内部しうがいや難病の患者、精神しうがい、知的しうがい等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマーク



【身体障害者標識（身体障害者マーク）】
肢体不自由であることを理由に免許に条件を付
されている方が運転する車に表示するマーク



【聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）】
聴覚しうがいであることを理由に免許に条件を付
されている方が運転する車に表示するマーク



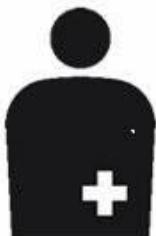
【耳マーク】

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こ
えない人・聞こえにくい人への配慮を表すマー
ク



【ほじょ犬マーク】

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマーク



【オストメイトマーク】

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オス
トメイト）のための設備があることを表して
いるマーク



【ハート・プラス マーク】

身体内部（心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）にしうがいがある人を表すマーク



【白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク】

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚にしうがいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク



【滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度】

移動に配慮が必要な方を対象に、車いす駐車場等の利用証を交付し、当該駐車区画の適正な利用を図る制度

（車いす優先区画用）

車いすを常時使用される方が対象



（思いやり区画用）

車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方が対象

- ・ しうがいのある人からの相談や相談に係る事例を踏まえた、しうがいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う、「障害者差別解消支援地域協議会」の在り方について協議を継続します。

② 企業への広報・啓発活動

商工会議所等関係機関と協力して、就労支援、ユニバーサルデザインの推進、及びしうがい者差別の解消、並びに合理的配慮についての理解促進を図ります。



【障害者雇用支援マーク】

公益財団法人ソーシャルサービス協会が、在宅しうがい者就労支援並びにしうがい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マーク

③ 市職員への啓発活動

「しうがいを理由とする差別の解消の推進に関する長浜市職員対応要領」に基づき、市職員のしうがい福祉に関する意識向上を図るとともに、しうがいのある人に対して各業務に適した合理的配慮を行い、率先して差別解消に取り組みます。

④ 県条例の推進・啓発

しうがいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合える共生社会の実現に向けて、『滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例』の取組を推進します。

イ 福祉・人権教育の推進

① 幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校等における福祉・人権教育

- ・ しうがいのある子もない子も、同じ時間を共有する仲間として、将来にわたってお互いを理解し支えあうことのできる心が自然にはぐくまれるよう、特別支援学校や地域の社会資源とも連携を図りながら、日常的なふれあいに加え、車いす・アイマスク等の体験やしうがい福祉施設の見学・体験などの福祉教育

の継続的な実施などに努めます。

- 幼稚園・保育所・認定子ども園、その他の関係機関職員等に対し児童発達支援センター等が支援を実施することなどにより、教職員等のしうがいに対する理解や指導力の向上を図ります。

② 生涯学習における福祉・人権教育

- 市の「出前講座」の実施や関係機関との連携による福祉講座の開催などを通じて、地域・職場への福祉教育の推進を図ります。
- 生涯学習の講演や講座などで、人権やしうがいへの理解にかかる学習に取り組みます。

2 地域福祉の推進

(1) 現状と課題

本市では、しうがいのある人を地域ぐるみで支えることができるよう、関係機関と協力して、地域住民、ボランティア、しうがい当事者団体、障害者相談員等の活動支援に取り組んでいます。

また、地域の課題を他人事でなく「我が事」として「丸ごと」受け止め、誰もがいきいきと暮らせる「地域共生社会」の実現を目指した地域の福祉活動に取り組めるような環境づくりを進める必要があります。

平成30年度以降の新たな取組等

- 長浜市における地域福祉の総合的な推進計画となる第2期「長浜市地域福祉計画」を策定（H30）
- 長浜市社会福祉協議会において、具体的な活動の計画である第2期「長浜市地域福祉活動計画」を策定（H30）

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- 心が病むというのは社会や人間関係等の原因があり誰でも起こりえる。行政的にも医療的にも予算が追い付いていない。どこに助けを求めたらいいかわからない。
- 高齢者もしうがいのある方も住みやすい街づくりを行政と一緒に作っていきた

い。ソーシャルキャピタルが重要。

- ・当事者やその介護者の苦労に対する理解がされていない。

(2) アクションプラン

ア 地域福祉活動の推進

① 地域住民等の地域福祉活動への支援

地域住民、自治会、地域づくり協議会など地域組織によるしうがいのある人への日常生活の手助けや見守り、緊急時や災害時などの取組が進むよう、社会福祉協議会等と連携して活動の支援等を行います。

② しうがい当事者団体等の活動支援

しうがいのある人やその家族で構成する団体等における社会参加や交流、研修などの活動を支援します。

イ 人材の育成

① ボランティアの育成

- ・ 市や社会福祉協議会の広報紙やホームページなどを活用し、地域福祉活動の状況や参加機会の情報提供を行い、ボランティア活動への参加を呼びかけていきます。
- ・ 意思疎通支援事業において、手話奉仕員養成講座を開催し、人材育成を進めています。
- ・ ボランティアの育成とともに、脈々と培われてきた長浜市民のまちづくりの力を広く地域福祉につないでいくため、コーディネート活動の推進を図ります。

② 民生委員・児童委員の活動推進

民生委員・児童委員の活動が促進されるよう、情報の提供を積極的に行い、地域のしうがいのある人の支援において必要な連携を図ります。

③ 障害者相談員の活動支援

本人、または保護者等からの相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、関係機関の業務に対する協力及びしうがいのある人の自立と社会参加について、市民の理解を促進する障害者相談員（身体障害者相談員・知的障害者相談員）の活動を支援します。

3 地域ネットワークの活性化

(1) 現状と課題

本市では、「長浜米原しうがい者自立支援協議会」をはじめ、湖北地域全体が連携してしうがい福祉を推進しています。

関係機関をはじめとする地域の連携や、相談支援の機能強化の重要性について多くのご意見等が寄せられていることを踏まえ、基幹相談支援センターを設置することにより、一層地域ネットワーク機能の活性化に取組みます。

平成30年度以降の新たな取組等

- ・長浜市社会福祉協議会に委託し、「長浜米原しうがい児者基幹相談調整センター」を設置、長浜米原しうがい者自立支援協議会の事務局機能を持ち、活動の活性、湖北地域のしうがい福祉に関する課題の共有・解決に向けた取組を実施。(R1)
- ・湖北圏域の5事業所に機能強化員を設置して、相談支援体制を強化(R1)
- ・市公式YouTubeチャンネル「はま～るtb.」により情報発信をする中で、市長定例記者会見については手話通訳を導入したほか、手話による職員の自己紹介動画を制作。(R1)
- ・長浜米原しうがい児者基幹相談調整センターにおいて、階層別研修・横のつながりの強化を図るため交流の機会を大幅に増やした(R1)

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・自立支援協議会が今何をしているのかわからない。タイムリーな情報発信が必要ではないか。

- ・自立支援協議会は、一部の方や事業所が、一部のテーマや課題に対して取り組まれている印象がある。生活介護、グループホーム、施設入所支援等暮らしに関する部会がない。部会は定期的に行われていると思うが、どのような成果があったのか、各部会から上がってくる課題等が解決に向けて検討されているのか等が、部会に関わっていない者からは見えにくい。
- ・自立支援協議会としての役割と圏域の課題の整理をする必要があるのでは。
- ・他の圏域の自立支援協議会では困難なケースを会議の議題に上げてどう対応していくのかを協議する部会があるときいている。当圏域の協議会でも部会をつくってほしい。
- ・自立支援協議会での協議内容がどの程度施策に反映されているのかが少しわかりづらいと感じる。
- ・就労やしうがい種別ごとの部会ではなく、成長に伴う課題もあると思うので、一人の人をトータル(人生)で見ていけるような交流等の場があると良いと思う。
- ・自分の参加している部会の活動はわかるが、その他の部会の活動がわからない。
- ・各部会での動きは活発に行われており、参加者同士で情報交換や研修の場となっている。しかし、部会から出てきた湖北圏域の課題をじっくりと検討をしていく場がないため、新たな資源や仕組みを作りだすことにはつながっていないのではないか。
- ・他の部会との連携ができれば、更に充実するように思う。
- ・圏域内の本質的課題が自立支援協議会に挙がってこない。
- ・地域における共生社会の実現を重点課題として検討すべき。
- ・インクルーシブ教育の推進を特出して取り組みをすすめるべき。
- ・市民に対しての相談窓口の周知が十分でないため、どこに相談をしたらよいのかわかりにくい。
- ・計画相談支援という制度の役割や必要性が、利用者・家族・事業所等にまだまだ認識がされていないと感じる。

(2) アクションプラン

ア 地域ネットワークの活性化

① 長浜米原しうがい者自立支援協議会の活動

基幹相談支援センターと連携し、長浜米原しうがい者自立支援協議会の活動や機能を強化することで、相談支援事業など広域的対応が必要な事業の円滑な実施や、湖北地域のしうがい福祉に関する課題の共有・解決に向けた取組を推進します。

【長浜米原しうがい者自立支援協議会の部会・プロジェクト会議等】

権利擁護部会（当事者サポーター推進分科会、虐待防止分科会）、相談ワーカー一部会、就労支援部会（ステップアップ分科会、学卒分科会）、発達しうがい者支援部会、重介護・医療ケア検討部会、就労定着支援プロジェクト会議、新型コロナウイルス感染症対策プロジェクト会議

② 地域ネットワークの活性化

しうがい福祉推進に向けて、湖北地域のしうがい当事者団体や事業者・市民・企業等の地域の全ての主体から構築できるよう地域ネットワークの活性化に向けて取組みます。

イ 相談支援機能の強化

① 相談支援体制の強化

しうがいのある人の増加や、しうがいの特性・状況の複雑化・多様化、保護者の高齢化による親亡き後の様々な不安、高齢しうがい者の問題など、相談支援のニーズは質・量ともに増加していることや、平成29年の社会福祉法改正により、各制度の狭間にいる人への支援や複合的な課題を有する家庭への支援を適切に行うため、相談支援等の事業を一体的に実施する重層的な相談支援体制整備が求められています。横断的な相談体制を整備することにより、生活保護法や介護保険法等、他法の関係機関との連携強化を図ります。

また、しうがいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の事業者が機能を分担して支援を行う、面向的な地域生活支援拠点の機能の充実に向けた取組を行います。

② 人材の育成

相談初期の適切なアセスメント、相談者との信頼関係と高い専門性に基づくプランニングなど、適切な支援を継続していくことができるよう、基幹相談支援センターにおいて、交流の場や研修の機会の確保を行い、人材の育成に取組みます。

③ 情報提供の充実

必要なときに必要なサービスが利用できるよう、福祉ガイド冊子の作成や市や基幹相談支援センターのホームページの充実により、新しい制度やサービス内容の情報提供に努めます。

また、市広報紙の音訳版の発行等を行います。

④ サービス等利用計画の検証

相談支援の中核的役割を果たす基幹相談支援センターにおいて、計画の内容をチェックすることにより、改善方法を相談支援事業者、相談支援専門員にフィードバックしてその状況を把握し、相談支援専門員、基幹相談支援センターと機能強化員が協働してより質の高いサービス等利用計画を作成する体制を構築します。

4 ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 現状と課題

本市では、駅、公園、道路、市営住宅などの公共施設について、バリアフリー化やユニバーサルデザインでの整備を進めているほか、公共施設や飲食店等を対象にバリアフリー情報の提供等に取り組んでいます。

また、住居環境の改善に向け、住宅のバリアフリー化に対する助成等を行っています。

今後も、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」「淡海ユニバーサルデザイ行動指針」等に基づき、取組を継続していきます。

平成30年度以降の新たな取組等

- 投票所として使用する施設には、必要に応じ誰もが出入りしやすいよう、出入口の段差を解消すべく、簡易スロープを設置。
- さざなみタウン、長浜伊香ツインアリーナ、豊公園等についてユニバーサルデザインに配慮した整備を実施。

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・「相互理解の推進」「地域福祉の推進」について知識として理解されていると思うが、必要とする人への支援が結合できていない。
- ・困ったことがあった時に、制度やサービスを知らなくて困っている人がいる。支援する周囲の人も知らなくて両方がどうしていいかわからない。制度やサービス等の啓発が必要。
- ・セミフラットの道路（歩道と車道の高さが同じ）は、バス停の部分のマウントアップが不十分な道路がある。
- ・移動支援が必要だが、本来は有償移送よりも公共交通機関の充実が大事。
- ・催しに参加したくても移動手段がなくて参加できない人がいる。
- ・交通手段、外出手段を持たない人に対する支援等具体策にかけているのではないか。
- ・しょうがいのある人にもわかりやすい（マンガや絵等を用いた）案内表示が必要。
- ・平成28年施行の障害者差別解消法の柱に「合理的な配慮」とあり、ユニバーサルデザインのまちづくりとも連携して取り組む必要がある。
- ・ハード面においては順次整備されているように感じている。しかし、しょうがいや生活環境の違いによって、必ずしも均一な理解によってユニバーサルが実現するわけではない。個人の事情を考慮して柔軟な対応を増やしていくことが必要と思われる。もしくは特別な対応扱いにならないよう、初めから福祉制度の枠に幅を持たせておくくらいの必要があるのでないか。
- ・誰もが住みやすく、安心して生活できる「まちづくり」を検討してほしい。
- ・バスの本数が減り移動手段がさらに少なくなった。
- ・大雪時の生活基盤が不十分である。大雪時には車いす利用者は外出ができない為、除雪の柔軟な対応をお願いしたい。
- ・さざなみタウンのエレベーターの件（バギータイプの車いすが乗れない）は困っている。これから建設される他の公共施設で同じようなことが起きないよう、設計の段階でよくご検討いただきたい。
- ・市役所やさざなみタウンに誘導チャイムがなく、視覚しうる者に対する配慮がない。

（2）アクションプラン

ア ユニバーサルデザインのまちづくり

① 公共的施設のユニバーサルデザイン化、情報のバリアフリー化

- ・ 公共的施設全般について、避難所や投票所を含め、既存施設のバリアフリー化や新たな施設のユニバーサルデザイン化を図り

ます。

- ・ アクセシビリティ^{*7}に配慮し、誰もが読みやすく使いやすいホームページ等の作成に努めます。

② 外出しやすい環境の整備

- ・ 民間の商業施設や交通機関等についても、段差の解消、多目的トイレ等の設備の充実、わかりやすい案内表示等の整備、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受入について啓発・促進を図ります。
- ・ 安全な歩行空間を確保するため、平坦で幅の広い歩道の整備、音響信号機の設置、誘導ブロックの敷設などを促進します。また、歩道上の看板や商品の陳列、自転車の放置など、歩行を妨げるものを除去する啓発を推進します。

イ 住居環境の改善

しょうがいのある人の自宅などの住居環境を改善するため、手すりの取付け、段差の解消など、居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費を給付するほか、しょうがいにあわせて住宅を改修する費用の一部を助成します。

また、市営住宅のバリアフリー化についても必要に応じ実施していきます。

ウ 地域における交通手段の確保

しょうがいのある人等、単独で公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対し、バスやタクシー等を補完する移動手段として福祉有償運送^{*8}を実施する事業者へ、安全性及び利便性の向上のための指導や助言を行っていきます。

*7 アクセシビリティとは、しょうがいの有無や年齢に関係なく誰でも必要とする情報にたどり着けて利用できること。

*8 福祉有償運送とは、他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等公共交通機関を利用する事が困難な要介護者・しょうがい者等に対し、NPO 法人等が、営利とは認められない実費の範囲内で自家用自動車による、ドアツードアの個別輸送を行うもの。

第4節 地域生活の支援「あんしん」

1 生活支援

(1) 現状と課題

障害者総合支援法に基づくしうがい福祉サービスの提供や市独自の取組により、しうがいのある人の地域生活を支援しています。サービス等の利用者の増加やニーズの多様化を踏まえ、地域生活支援拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の機能を充実できるよう、関係機関の連携強化や、サービス・相談支援にかかる事業所の整備・充実等に取り組みます。

また、地域共生社会の実現に向け、しうがい児・者や高齢者等が共に利用できる「共生型サービス」事業所設置に向け、働きかけを行います。

平成30年度以降の新たな取組等

- ・県南部の医療的短期入所サービスの利用促進のため、「重症心身しうがい者短期入所特別支援モデル事業」を実施（R1）
- ・入門過程修了者を対象に、手話奉仕員養成講座（厚生労働省指定基礎課程）を開催。（H30）
- ・要望等を元に、日常生活用具費給付事業の対象品目を見直し。（H30）

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・しうがい者本人への支援はもとより、親や兄弟など家族への支援も重要。
- ・しうがい者の介護のため、経済活動が出来なければ、家計も苦しく生活に困窮する。そのため、家族が安心して働く社会作りが重要。家族の誰かが介護に関わりっぱなしで、時間的・精神的・経済的に高負担になることのない社会づくりが必要。
- ・少子化もあり、母親同士の交流が少ない。保護者間交流の場作り（介護者のつどい等）が必要。
- ・市内に精神しうがい者や発達しうがいの方のグループホームが足りない。
- ・グループホームが必要な対象者の中で、集団が苦手な人がいる。アパート形式でプライバシーの必要な人や個々の自立を目指せる人のグループホームがあると良い。団塊世代の人が話し相手などになってもらえるとよい。
- ・地域生活が実現してはじめて権利擁護ができる。特に、一人暮らしをしている場合は、

24時間の介護保障を含むパーソナルアシスタント制度等、長時間介護の制度の充実を望む。

- ・家から近いところで最後まで安心して看てくれる所、元気な時は通えるところと総合的に対応できる場があればと思う。
- ・しうがいのある人が家に閉じこもり、社会と拒絶しないためにも様々なセーフティネットの場を作つてほしい。
- ・高次脳機能しうがいと発達しうがいとの対応は違うため、対応の方法を勉強すべき。
- ・しうがい者の成年後見制度利用について、相談が少ないように感じる。相談員やしうがい者の親に向けた啓発が必要ではないかと感じる。8050問題等から虐待が疑われるケースが増えているように感じる。未就労の子どもの支援やひきこもりに関する支援等にも対策が必要と思われる。
- ・ショートステイ、居宅介護、相談支援事業所は、特に数が少なく、ニーズが満たされていないと感じことがある。
- ・移動手段が少ないとと思っている。福祉有償輸送の新規登録のハードルが高くて事業所が増えない。
- ・行動しうがいのある方の介護者のレスパイトの利用ができる資源が少ない。
- ・長浜市にグループホームが少ない。親亡き後どうするかが課題。
- ・一般就労しているしうがいのある方が出勤時に利用する公共交通機関のダイヤが合わず、勤務時間が減って収入も減ってしまうケースがある。社会参加援助金事業の見直しにより、就労者等の交通費支援的な明確な社会参加目的の事業をつくれないか。
- ・車両を持っている同行援護のサービス事業所が少ない。また、土日に利用できる事業所もない。

(2) アクションプラン

ア 居宅生活支援

① 訪問系サービス

自宅での生活を送るうえでの中心的なサービスのひとつです。サービス提供の地域資源の全般的な不足に加え、一時的な利用、夜間・早朝・休日の利用や、重度しうがいのある人への長時間支援等のニーズへの対応が難しい状況にあることを踏まえ、サービスの質・量の拡充や、事業所・人材の育成支援に取り組みます。

【サービスの見込量】(下記 I ~ V)

	令和2年度 見込 (前プラン)	令和2年度 実績 (8月利用月まで)	令和5年度 見込
利用人数	375人	351人	391人
月利用時間	8,902時間	11,775時間	13,480時間

※本プランにおいては、国の指針等を踏まえ、主要なサービスの見込量・数値目標等を記入する。

※目標・見込年度については、国の指針等を踏まえ、令和5年度とする。(以下同じ。)

※本表の「サービス」は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度しうがい者等包括支援の合計である。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年実績値の利用時間、平均利用時間について平常時より増加していることを加味して、令和5年度見込みを設定します。

I 居宅介護

ホームヘルパーの訪問により、自宅で入浴・食事・排せつや家事の援助、通院の付き添いなどを行います。

【サービスの実績】

	身体介護	通院介助 身体介護 あり	通院介助 身体介護 なし	家事援助	乗降介助
利用人数	170人	92人	13人	79人	3人
月平均利用人数	175人	88.4人	15人	78.4人	2.4人
月平均利用時間	20.4時間	4.8時間	3.6時間	11.5時間	17.8回

※利用人数は令和2年4月時点の数である。

※月平均利用人数、月平均利用時間の実績は令和2年4~8月利用分までを集計したものである。

II 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や知的しうがいのある人で、常時の支援を必要とする場合、身体介護、家事、外出時の移動などを総合的に支援します。

【サービスの実績】

	重度訪問介護	重度訪問介護 移動支援
利用人数	9人	5人
月平均利用人数	9.6人	5.8人
月平均利用時間	261.9時間	22.1時間

※利用人数は令和2年4月時点の数である。

※月平均利用人数、月平均利用時間の実績は令和2年4~8月利用分までを集計したものである。

III 同行援護

視覚にしおうがいのある人に対し、移動時・外出先での支援を行います。

【サービスの実績】

	同行援護
利用人数	24人
月平均利用人数	21.8人
月平均利用時間	13.5時間

※利用人数は令和2年4月時点の数である。

※月平均利用人数、月平均利用時間の実績は令和2年4~8月利用分までを集計したものである。

IV 行動援護

行動上における危険回避のための援護や身体介護等の支援を行います。

【サービスの実績】

	行動援護
利用人数	22人
月平均利用人数	21.2人
月平均利用時間	53.9時間

※利用人数は令和2年4月時点の数である。

※月平均利用人数、月平均利用時間の実績は令和2年4~8月利用分までを集計したものである。

V 重度しうがい者等包括支援

介護の必要が非常に高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

VI 移動支援事業

屋外において移動が困難なしうがいのある人に対して、買い物などの日常生活や社会参加のための外出時支援として介護者を派遣します。

VII 訪問入浴サービス

身体に重度のしうがいのある人を対象に、移動浴槽を用いて、自宅での入浴サービスを実施します。

VIII その他の生活支援

しうがいのある人が一人暮らしの場合や介護者が高齢者である世帯等を対象に、配食サービス、訪問理美容サービス、除雪支援を実施することなどにより生活を支援します。

② 短期入所（ショートステイ）

介護者の疾病その他の理由により介護が受けられないときに、短期間の施設入所を行います。地域生活への移行、定着、継続のために重要なサービスであり、さらなる充実に向けて取組みます。

また、医療的ケアなどが必要な方への利用支援を検討します。

【サービスの見込量】

	令和2年度 見込 (前プラン)	令和2年度 実績	令和5年度 見込
利用人数	64人	36人	64人
月平均利用人数	-人	36.4人	-人
月平均利用回数	8.2回	7.7回	5.9回

※利用人数は当該年度4月時点の数である。

※月平均利用人数、月平均利用時間の実績は令和2年4~8月利用分までを集計したものである。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年実績値の利用時間、平均利用時間について平常時より増加していることを加味して、令和5年度見込みを設定します。

③ 住まいの場の確保

保証人がいないことなどによりアパートなどへの入居が困難なしそうがいのある人に対して入居に必要な情報提供等に取り組みます。

イ 居住支援

自宅以外でも安心して生活ができるよう、住まいの場の確保を図ります。あわせて、施設入所から地域生活への移行に向けた支援を進めます。

① グループホーム

地域で共同生活ができるように、必要な介護や日常生活の支援を行います。グループホームは、自宅に次いで地域生活の重要な受け皿となることを踏まえ、医療への対応・プライバシーの確保・夜間における見守りなど個々のしうがいの程度や特性にも対応できるよう、機能特性や地域バランスを考慮し、計画的な施設整備及びサービスの質の向上を目指します。

【サービスの見込量】

	令和2年度 見込 (前プラン)	令和2年度 実績	令和5年度 見込
利用人数	110人	99人	101人

※利用人数は令和2年4月時点の数である。

※月平均利用人数、月平均利用時間の実績は令和2年4~8月利用分までを集計したものである。

② 施設入所支援

自宅やグループホーム等での生活が困難な人などに対し、主に夜間の、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活支援を行います。入所者に対し、より豊かな生活の場となるよう環境の改善に努めます。

また、地域での生活が可能な人や希望する人については、地域生活への移行に取り組むとともに、施設入所支援が適している状況にあり、施設入所を希望する人等については、そのニーズにも対応できるよう取組を進めます。

現状では、県外施設に入所している人や入所を希望しながらも待機している人がいることを考慮し、住み慣れた地域で施設入所ができるよう入所施設定員数は現状を維持する必要がありますが、人員不足から定員数が減少しており、ニーズに応えられない状況が顕著となっています。圏域における施設入所支援の定員数については、設置者の意向を踏まえた上、県との協議を継続していきます。

また、湖北圏域内の既存入所施設は、開設から 20 年以上経過し老朽化が進んでおり、集団生活を基本とした大部屋対応で建設されているため、入所者個々のプライバシーを守りにくく、しょうがい特性に合わせた対応が困難な環境にあります。

今後も施設の改修・改築にあたっては、ユニット型の導入等、入所者個人の生活が尊重されるよう設置者と協議を行いながら進めます。

地域生活の移行については、入所者の高齢化が進む現状を踏まえ、市の高齢福祉担当部局や県、米原市、基幹相談支援センターと連携し協議を進めます。

【施設入所者の地域生活への移行】

	平成 29 年度から 令和 2 年度までの 地域移行 目標	平成 29 年度から 令和 2 年度までの 地域移行 実績 (8月まで)	令和 3 年度から 令和 5 年度までの 地域移行 目標
利用人数	1 人	4 人	4 人

【サービスの見込量】

	令和 2 年度 目 標	令和 2 年度 実 績 (4 月利用者数)	令和 5 年度 見 込
利用人数	125 人	120 人	125 人

※地域生活への移行者と施設入所者の入れ替わりがあることを考慮している。

【入所施設の状況】 令和2年3月31日 現在

	施設数	定員数
湖北圏域	3 施設	140 人
県 内	24 施設	1,209 人

【湖北圏域入所施設の入所者内訳】

	県内からの入所者数			県外からの 入所者数	合 計
	長浜市	米原市	その他 市町		
令和 2年9月	86 人	22 人	14 人	0 人	122 人
平成 29 年9月	91 人	25 人	17 人	0 人	133 人

【本市の方の入所施設利用状況】

	湖北圏域の入 所施設利用者 数	湖北圏域外の入 所施設利用者数 (県内)	県外の入所施 設利用者数	合 計
令和 2年4月	88 人	23 人	9 人	120 人
平成 29 年4月	91 人	29 人	7 人	127 人

③ 自立生活支援ホーム

しうがいのある人の社会的自立を図るための生活の場である自立生活支援ホームにおいて、独立・自活に必要な支援を行います。

ウ 経済的支援

しうがいのある人が、経済的にも安心した生活を送ることができるよう、経済的負担の軽減に向けた支援を進めます。

① 福祉手当の支給

しうがいのある人やしうがいのある子どもを持つ親などへの手当として、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当を

支給します。

② スモンしょうがい者への支援

スモンしょうがい^{*9}による下肢を中心とした冷感を取り除くための暖房等に要する費用（スモン障害者採暖費）を助成します。

③ 人工透析患者への交通費助成

腎臓機能にしょうがいがあり、人工透析を受けている人の経済的負担を軽減するため、通院時の交通費（人工透析患者通院交通費）を助成します。

④ 自宅で安心して生活するために必要な住宅改造の支援

重度の視覚もしくは肢体不自由のしょうがいのある人、または重度の知的のしょうがいのある人などに対して、手すり・スロープの取り付け、段差解消等、しょうがいのある人が安心して在宅での生活が送れるよう、住宅を改造するために要する経費（在宅重度のしょうがい者住宅改造費）を助成します。

工 福祉用具購入費等の支援

① 補装具費の支援

しょうがいのある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入や修理、借受けに要した費用を支援します。

【主な補装具】

車いす、電動車いす、盲人用安全つえ、歩行補助つえ、義肢、装具、座位保持装置、義眼、眼鏡、補聴器、歩行器、頭部保持具、排便保持具、重度のしょうがい者用意思伝達装置 等

*9 スモンのしょうがいとは、整腸剤のキノホルムが原因の薬害病で、両下肢のしびれなど、神経にしほうがいがあらわれる。スモンのしょうがい者のほとんどは、下肢を中心とした冷感に悩まされている。

② 日常生活用具費の支援

心身に重度のしうがいのある在宅の人に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。必要に応じて、用具の種類等の見直しを行います。

【主な日常生活用具】

介護・訓練支援用具	(特殊寝台、特殊マット 等)
自立生活支援用具	(入浴補助用具、移動・移乗支援用具 等)
在宅療養等支援用具	(ネプライザー(吸入器)、たん吸引器 等)
情報・意思疎通支援用具	(視覚障害者用拡大読書器、人工内耳用電池 等)
排泄管理支援用具	(ストマ装具、紙おむつ 等)
住宅改修費	(居宅生活動作補助用具:手すり取付、段差解消 等)

才 意思疎通支援

① 手話通訳・要約筆記

聴覚等にしうがいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、福祉用具の支援に加え、市役所等の公的機関の訪問、医療機関での受診、公的機関や団体が開催する行事や地域での行事などに対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

緊急時への対応として、ビデオ通話等の情報機器を用いた遠隔手話通信による支援を行う体制を整備します。

② 耳マークカードの普及・啓発

音声のみではスムーズに意思疎通することが困難な人が、手招きなど身体動作での呼びかけを周囲に依頼するための「耳マークカード」を発行します。

【耳マークカード】



(表)

(裏)

③ ヘルプマーク・カードの普及・啓発 (再掲)

援助が必要でも外見からは分からない人に対して、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、ヘルプマーク・カードの普及に取り組みます。

▼ヘルプマーク



▼ヘルプカード

障害名 病名		
かかりつけ 医療機関		
連絡先	(主治医:)	
自由記載欄		
あなたの支援が必要です。 ヘルプカード		
ふりがな		
氏名	(性別)	
住所		
生年月日	年 月 日	血漿型(型) Rh + -
連絡先		()
緊急連絡先		()

④ 聴覚しうがい者等メールシステムの活用

音声通話の困難な人が、市役所と直接電子メールでの文字通信ができる専用窓口「もしもしメール」を活用し、連絡や問合せを円滑にします。

⑤ FAX中継サービスの活用

FAXで中継協力者に伝言を依頼するFAX中継サービスを活用し、電話での会話が困難な聴覚等にしょうがいのある人と他者との意思伝達の取次を行います。

⑥ 点字・音訳

ボランティアグループ等に依頼し、市広報紙の音訳版を作成するなど、視覚にしょうがいのある人等への配布や点字・音訳の普及に努めます。

⑦ 奉仕員等の養成

手話や要約筆記をはじめ、多種多様な意思疎通支援や情報提供を行う奉仕員を育成するため、関係機関や当事者団体・支援団体と連携し、学習の場の提供や活動の支援等を行います。

2 防災・防犯等の対策

(1) 現状と課題

しうがいのある人や高齢者など災害時に配慮が必要な人に対する防災や避難誘導等の支援体制の構築を進めるため、日常生活や災害時に地域での支援が円滑に行われるよう、平成20年度に創設した「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」や災害時に二次避難所として開設する「福祉避難所」の設置体制整備や備蓄品の確保等に取組みます。

新型コロナウイルス感染拡大により、避難所での生活に不安を抱えている人が多くおられることから、感染症対策を講じます。

平成30年度以降の新たな取組等

- ・「Yahoo!防災速報」携帯アプリにより防災情報や気象警報、地震情報等を配信。(R1)
- ・メール119より利便性の高い、NET119への登録移行を推進し、移行を完了。(R1)
- ・(株)エフエム滋賀と「災害時等における緊急告知ラジオ放送に関する協定」を締結、屋内への情報伝達として本市からの要請に基づき、緊急告知ラジオにより防災情報を放送する。(R3開始予定)

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・難病等のしょうがいがあり医療を必要とする方の災害時個別支援計画は、自治会だけではなく医療、保健、福祉の支援者とも連携して作成する体制があると良い。難病同様、小児慢性特定疾病児についても災害時要支援者の情報共有をできるとよい。
- ・災害時の情報について、健常者と同じ発信方法ではわかりにくい為、視覚しょうがい者の特性を理解して対処策を考えてほしい。
- ・呼吸器用バッテリーの備蓄、配給や電源の確保に向けた具体的な取り組みの検討。地域災害時対策について、地域課題として検討していく必要がある。
- ・福祉避難所で手話通訳者がいないと心配である。市職員等支援者のベスト等に「手話出来ます」等と書かれているとわかりいい。
- ・災害時にどこに避難したらいいかわからない。災害時に必ずヘルパーがつくわけがない為、避難所に行かず家に留まったほうがいいと思っている。

(2) アクションプラン

ア 防災対策

① 地域の支援体制の強化

災害時に配慮を必要とする人について「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」への登録推進をはじめ、地域の防災意識の向上を図り、自治会、自主防災組織、民生委員等、地域住民等による地域の支援体制強化に取組みます。

② 災害時の情報伝達・意思疎通の確保

防災行政無線、広報車のほか、携帯電話を活用して登録者にメール及びアプリで一斉に情報を発信する「安全・安心メール配信システム」や「Yahoo!防災速報」等を活用し災害時の情報伝達を行うとともに、視覚や聴覚・言語にしょうがいのある人への対応をはじめとし、しょうがいのある人への情報伝達、意思疎通の確保を図ります。

③ 備蓄品の確保

福祉避難所等における必要最小限の食糧や物品等を、長浜市災害

時要配慮者避難支援計画（全体計画）に基づき、市施設や福祉避難所協定施設に分散して備蓄します。

【備蓄目標】

項目	数量	項目	数量
食糧		衛生用品	
アルファ化米（白米）	595 人分	マスク	1,500 枚
アルファ化米（かゆ）	80 人分	歯ブラシ	750 本
とろみ剤	5 人分	ストマ用装具・衛生用品	30 人分
飲料水	675 人分	不織布タオル	20 袋
寝具類		簡易トイレ（衛生用品付）	150 台
不織布毛布	675 人分	ゴム手袋	600 枚
簡易ベッド	150 床	消毒用品	3,000 包
エアーマット（敷布団用）	500 人分	健康管理	
不織布敷布	150 床分	携帯用血圧計	6 台
防水シーツ	180 枚	パルスオキシメーター	6 台
医療関係		酸素濃縮器	3 台
たん吸引機（電動式）	6 台	体温計	26 本
たん吸引機（足踏式）	6 台	機材類	
経管栄養剤	250ml 入 48 缶	発電機（5,500kw）	22 基
		簡易スロープ	5 台

④ 福祉避難所の体制整備

災害時に一次避難所となる各地域の公共施設についてバリアフリー化を推進するとともに、二次避難所として福祉避難所を開設する事態になった時に備えて、各しうがい福祉サービス事業所や介護サービス事業所などと協定を締結しています。平時より協定先法人との情報交換会の隨時開催や福祉避難所開設を想定した災害時避難訓練を行い、連携の強化を図るなど、福祉避難所の速やかな開設に向けた取組を推進します。

⑤ 福祉避難所における感染症対策

平時から県や保健所等の関係機関と連携を図り感染防止対策について十分に検討を行います。感染症の流行が懸念される際は、可能な

限り多くの福祉避難所の開設を図るとともに、「大規模災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結している宿泊施設の活用を検討し、感染リスクの低下に努めます。福祉避難所開設時は、入所時の検温や聞き取り等による健康状態の把握の徹底、施設内のゾーニング等の対策を行います。

また、新型インフルエンザ等衛生物品整備計画に基づき、感染症予防物品を市施設や福祉避難所協定施設等に分散して備蓄します。

【備蓄目標】

項目	数量
マスク	3,500 枚
防護服	600 着
手袋	1,200 枚
アイガード	600 個

⑥ 緊急時の通報手段の確保

聴覚・言語機能にしょうがいのある人が、緊急時に電話に代わる手段として警察署に通報するための「ファックス・メール 110 番」の周知を図ります。

また、消防署に通報するためのシステム「NET119 緊急通報システム」の利用登録促進に努めます。

イ 防犯対策

しょうがいのある人が悪質商法等の被害に遭わないように、しょうがいのある人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、警察や消費生活相談、地域福祉権利擁護事業等と連携を図りながら、防犯知識等の普及に努めます。

ウ 交通安全対策

「人優先」の交通安全思想のもと策定された「長浜市交通安全計画」に基づき、しょうがいのある人に対する交通安全施策を進めます。

しょうがいのある人に対する交通安全教育として、地域活動の場を利用しながら、交通安全のために必要な知識等を習得できるよう、しょうがいの種類や程度に応じたきめ細かい教育を推進します。

また、身体障害者標識（四つ葉のクローバーマーク）や聴覚障害者標識（蝶マーク）を表示している自動車に対する理解と、しょうがいのある人（歩行者）に対する安全への配慮について市民に啓発します。



身体障害者標識



聴覚障害者標識

3 権利擁護・虐待防止

(1) 現状と課題

本市では、認知症、知的しょうがい、精神しおうがい等により判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、「長浜市成年後見・権利擁護センター」を設置（長浜市社会福祉協議会に委託）しており、成年後見制度の相談援助、申立手続き支援や地域福祉権利擁護事業、法人後見事業等、その啓発・研修を含めて連携して行っています。今後については、平成28年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく取組も必要となります。

また、しょうがいのある人への虐待を防止するため、障害者虐待防止法に基づく「長浜市障害者虐待防止センター」をしょうがい福祉課が担うとともに、市関係部局、県子ども家庭相談センターなどの関係機関、事業所等と連携して、問題解決に向け取組を進めています。

平成30年度以降の新たな取組等

- 滋賀県地域定着支援センターと連携し、刑務所等の出所者等の地域定着について支援を開始。
- 虐待の予防、早期発見を目的に長浜米原しおうがい児者自立支援協議会と連携し、啓発活動実施。(R1)

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・虐待防止センターからの啓発をもっと積極的に行って欲しい。相談者は身近な人に発信されると思う。福祉業界以外の人にも相談先を知ってもらえる情報発信を継続してもらいたい。
- ・権利擁護と虐待予防は相関性が強く、お互いの視点を尊重するために強制力や指導力に制限があるように感じる。明らかに適切でない状態になってからではなく、事前に指導入れるようにしていただきたい。
- ・気になることがあればすぐに通報しているが、その後早急に対応していくれるか、どうなったのかをもう少し密に連絡をいただけるとありがたい。
- ・当事者目線での解決方法。専門家だけが理解できる「権利擁護」「虐待防止」ではなく、すべての市民が使えるわかりやすい言葉やシステム、プロセスを見るべき。
- ・要支援者をはじめ地域住民に対する防災、防犯対策、権利擁護および虐待防止に関する相談先については、民生委員児童委員へ研修会等を通じ情報提供を図りつつ、見守り等の地域活動と自治会主体による自助・共助の体制づくりの構築により、市民が安心して生活できるまちづくりが早急の課題。
- ・法人後見を推進すべき。本事業所でもしていただきたい。
- ・成年後見については、第3者の監視システムが必要。
- ・権利擁護や虐待の相談先を知らなかった。さらなる啓発をお願いしたい。
- ・後見人が不足している。必要な人が必要な時に利用できるとよい。
- ・生きづらさを感じている方の拾い上げについて、市全体で考えていく必要がある。

(2) アクションプラン

ア 権利擁護・差別の解消

① 地域福祉権利擁護事業の推進

地域福祉権利擁護事業は、判断能力が十分でない知的しうがいのある人や精神しうがいのある人の福祉サービス利用手続きの代行、利用料支払い等の日常的な金銭管理や書類代行等を行うもので、社会福祉協議会が実施しています。認知症の高齢者も含め、今後さらに必要性が高まると考えられることから、社会福祉協議会と協力して事業の一層の周知を図ります。

② 成年後見制度の利用支援

しうがいのある人のうち判断能力が不十分で契約や金銭等の管理ができない人について、本人に代わって法律行為を行う成年後見制度の利用が有効と判断される場合にその利用を支援します。

- ・ 親族等が家庭裁判所へ成年後見制度利用の申立を行うことが困難な場合、必要に応じ市長が申立を行います。また、費用を負担することが困難な場合、費用の全部、または一部を助成します。
- ・ 後見人の確保に向け、後見等にかかる体制の整備について検討します。
- ・ 制度の利用が有効と判断される人に、支援が適切に行われるよう、制度の普及・啓発や相談などの活動の担い手の育成を推進します。

③ 消費生活相談窓口との連携

しうがいのある人が、契約や商品・サービスなど暮らしに関するトラブルに巻き込まれることが多くなってきていることから、市が設置する消費生活相談窓口と連携を密にし、問題の解決に努めます。

④ 司法手続における配慮

しうがいのある人が司法手続の対象となった場合、その権利を円滑に行使することができるよう、日本司法支援センター（法テラス）の活用や意思伝達手段の確保等、必要な支援を行います。

⑤ 地域アドボケーターとの連携

長浜米原しうがい者自立支援協議会において、地域アドボケーターとの連携により、社会的障壁により様々な「生きづらさ」を抱える人の課題解決に取り組みます。

イ 虐待防止

① 虐待の予防

しょうがいのある人やその家族等（養護者）の日常の悩みなどの相談に応じることで、それぞれの不安解消やその世帯の問題解決を図ります。

また、しょうがい者施設やしょうがいのある人などを雇用する企業等における虐待の防止も含めて、市の関係部署や事業所などの支援者、県子ども家庭相談センター等の関係機関が連携して対応に努めるとともに、しょうがいのある人の人権や虐待に対する意識向上に向けて取り組みます。

② 虐待の早期発見・早期対応

養護者による虐待、施設従事者等による虐待、使用者による虐待という種類にかかわらず、虐待事実や可能性について早期に発見し、その解決に向けて早期に適切な対応ができるよう、市の関係部署や事業所などの支援者、県子ども家庭相談センター等の関係機関が連携して取組を進めます。

4 福祉人材の確保・育成・定着

（1）現状と課題

しょうがい福祉施策を取り巻く状況は毎年大きく変化し、福祉サービスの対象者の拡大、内容の充実を背景に、ニーズの多様化、高度化が進行し、複雑で専門的な対応を必要とされています。

また、少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる一方、近年のゆるやかな景気回復に伴い、他の分野における採用意欲が増大しており、しょうがい福祉サービス分野においては、高い離職率と相まって常態的に求人募集が行われ、慢性的な人手不足が生じています。

『社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な

指針』に基づき、将来的なニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保することを目的に、事業所・関係団体等との連携を強化し、人材確保の対策を早急に検討することが必要です。

■ 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」

(平成19年厚生労働省告示第289号)

- ①就職期の若年層から魅力ある仕事として評価・選択されるようにし、さらには従事者の定着の促進を図るための「労働環境の整備の推進」
- ②今後、ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るための「キャリアアップの仕組みの構築」
- ③国民が、福祉・介護サービスの仕事が今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であること等について理解し、福祉・介護サービス分野への国民の積極的な参入・参画が促進されるための「福祉・介護サービスの周知・理解」
- ④介護福祉士や社会福祉士等の有資格者等を有効に活用するため、潜在的有資格者等の掘り起こし等を行うなどの「潜在的有資格者等の参入の促進」
- ⑤福祉・介護サービス分野において、新たな人材として期待される、他分野で活躍している人材、高齢者等の「多様な人材の参入・参画の促進」

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・慢性的にヘルパーが不足している中で、新規での利用者の受け入れが困難。事業所への人材不足に対する是正事業を充実させる施策をお願いしたい。
- ・このままだと事業縮小をしなくてはならない程の人不足。相談支援員も不足しているが、まずはサービス提供事業所が安定しないと当事者のためにならないのではないか。
- ・福祉人材が不足しているため、圏域で人材確保・定着を考えていく必要がある。
- ・どの事業も人員不足。事業縮小や受け入れ枠の減少等、安心して地域での生活ができなくなっている。足りない福祉サービスの拡充だけでなく、地域の社会資源の中に協力を求める働きかけや、将来の人材確保に向けた地道な取り組みも必要と思う。
- ・ヘルパーが少なく人材不足かつ高齢化。本事業所では70才以上が5人在籍しており最年長は77才。男性のヘルパーは1人しかいない。行政での対策をお願いしたい。
- ・当法人では、パートの賃金のアップ、初任者研修費を無料等、金銭的メリットをつけているが集まらない。人員確保ができないのは介護の仕事に魅力がないということ。
- ・新規の職員募集をかけても、応募が少ない。また、申し込みがあっても、経験や適性もあり誰でも採用できるわけではない。
- ・正規職員は常時PCを持っており訪問や会議に外出していてもケース記録やスケジュール管理ができ、働き方改革、また利用者のサービス向上に努めている。

- ・正規職員は自分だけになってしまい後継者がいない。
- ・人材の掘り起こしの工夫が必要。出産で退職し育休明けの人や高齢者等。外国人の介護者はやはりコミュニケーションの問題を考えなければならない。
- ・人材不足が深刻化しており、正規職員は65才が定年、75才まで再雇用としている。新卒の申し込みはない。いろいろと対策してきたが実らない。
- ・施設入所の夜勤をしてもらえる女性職員が見つからない。あと3年後には夜勤をする女性職員はいなくなる。
- ・湖北圏域で人材確保等のシステム作りが必要である。
- ・人材について本事業所は困っておらず、離職者も少ない。募集をしていないのに電話で問い合わせもある。パートの募集は、公共職業安定所、求人誌、インターネット等通所職員の募集をしており、自然と集まる。職員は大事にしている。
- ・女性職員が多いので働きやすい環境づくりに努めている。食事、誕生日プレゼント、ボーナス時に感謝の手紙等をしている。
- ・本事業所の離職率は低い。資格がある人に手当を支給、出勤率に応じた一時金の支給、育児・介護休暇の充実、処遇改善加算の還元等インセンティブをつけている。また、事業所幹部職員で利用者や保護者との人間関係をしっかり構築することにより、職員が働きやすい環境を作っている。

(2) アクションプラン

ア 福祉人材の確保

① 福祉の仕事のイメージアップ

福祉サービスの仕事の意義や重要性について、市民やこれから仕事に就こうとする人の理解を深めるため、福祉職のイメージアップを図る積極的な普及啓発を行うとともに、次世代の福祉人材を確保するため、市内小中学校の児童・生徒に対する施設見学会の開催等に向けて関係機関や教育部門等との連携を図ります。

② 若年層の採用への取組

福祉の職場への就職を目指す高校生・大学生等に対し、福祉の仕事のやりがい、魅力について、学校訪問セミナー・説明会の実施等により発信し、就職に結びつける取組を、基幹相談支援センターと人材センターと協働で実施します。

③ 地域人材の掘り起こし

- ・ 離職している介護福祉士や社会福祉士・精神保健福祉士の潜在的有資格者等専門職の再就労を推し進めるため、離職の大きな要因である勤務環境の改善に資する対策について関係機関と協議を開始します。
- ・ 定年退職後の福祉人材の再就労促進、高齢者の経験や知識を活かすために老人クラブ連合会、シルバー人材センター等との連携・協働に取組みます。

イ 福祉人材の育成・定着

① スキルアップ研修の充実

基幹相談支援センターにおいて、自律的なキャリア形成を支援するため、職員のスキルアップやキャリアパスに関する研修を充実させ、人材の育成・定着を図ります。

② 資格取得等に向けた支援

資格取得に関する貸付制度創設や働き続けられる環境の整備について、新たな支援を検討するため関係機関との協議を開始します。

③ サポート体制の充実

基幹相談支援センターにおいて、人材の定着を図り、チームによる質の高いサービスや相談支援を行うため、関係者同士の信頼関係、相互協力・サポート体制を構築します。

④ 相談支援体制の整理

サービス等利用計画作成や「一般的な相談」に対しても十分に対応できる相談支援体制を拡充していくために、相談支援の担い手各自の役割を整理し、有機的な連携を前提にした役割分担等が行えるよ

う、基幹相談支援センター、機能強化員、指定特定相談事業者と連携し、『一般相談』の在り方を見直し、相談支援専門員の負担感の軽減を目指します。

第5節 医療・保健・福祉の連携「すこやか」

1 しょうがいの早期発見・早期支援

(1) 現状と課題

高齢出産の増加、女性の喫煙率の増加、産期医療の進歩等、複合的な要因により、低出生体重児、早産児、多胎児^{*10}が増加しています。低出生体重児、早産児はさまざまな合併症をおこす可能性があり、妊娠期の母体管理が重要です。

新生児訪問、乳幼児健診、保健指導等で、しょうがいがあると疑われる状態を早期に把握し、発達支援や早期療育、適切な支援につなげるとともに、家族のしょうがいに対する受けとめを支援することが必要です。

また、健康診査、保健指導の実施などにより、子どもから高齢者にいたるライフステージに合わせた健康づくりに関する取組や生活習慣病などの疾患の予防が必要です。

平成30年度以降の新たな取組等

- ・健康都市宣言を行い、市民に7つの行動指針を示し、それをキャラクター化（むびようたん+1）して啓発を強化（R1）

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・生きづらさを感じている方（世帯）を拾い上げるところ（生活困窮等）との連携など様々な専門職と連携する仕組みが必要。
- ・しょうがいの早期発見・早期療育の医学モデルよりも、社会モデルに基づいた幼少期からの切れ目のない支援体制を構築し、成人になっても継続できる体制を整えてほしい。

*10 多胎児とは、双子や三つ子などの総称。多生児ともいう。

(2) アクションプラン

ア 健康づくりの推進

市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら健康増進を図るため「健康ながはま21」を推進しながら、健康づくりのためのキーワード「むびょうたんプラスワン」を核とし、疾病の予防に取り組みます。

また、健康推進員や地域づくり協議会など地域組織等と連携し、健康づくりを推進していきます。

イ しょうがいの早期発見・早期対応

乳幼児健診を実施し、疾病やしょうがいがあると疑われる状態を早期に発見し、発達支援・早期療育・保護者へのケアなど適切な支援につなげていきます。

ウ 疾病の早期発見・早期対応

疾病予防のためライフステージに合わせた健康づくりに取り組みます。妊娠期は、安全な妊娠出産のためにも禁煙指導、食事、運動習慣等の生活習慣に対する指導を行います。新生児聴覚検査により聴覚しょうがいの早期発見に努めます。また、乳幼児、学童期は、健康的な生活習慣が身につくよう子どもや家族に保健指導を行います。

成人、高齢期は、生活習慣病健診や各種健康診査により、疾病的早期発見に努め、早期治療や生活改善を支援します。生活習慣病の中でも特に重篤な心疾患や腎機能しょうがいの発生予防を重点に置き、医療受診勧奨や保健指導等を行い、早期発見・早期治療につなげます。

エ 乳幼児健診・乳幼児相談の推進

しょうがいがあると疑われる乳幼児の保護者等に対して、医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、栄養士等による乳幼児健診や乳幼児相談等を実施し、保健医療福祉サービスの情報提供とともに、子どもや保護者等に寄り添いながら、しょうがいや特性の受容、愛着形成のための支援を行います。

2 精神保健・医療の充実

(1) 現状と課題

精神保健・医療の充実に向け、心の健康づくりの増進、相談支援、精神しうがいへの理解促進、地域移行・社会復帰等、各種の取組を行っています。精神しうがいのある人が増加していることを踏まえ、取組を強化していきます。

平成30年度以降の新たな取組等

- ・関係機関からなる「精神しうがい者支援会議」を開催し、精神にしうがいのある人の地域移行支援や地域課題の解決に向けた協議等を実施。

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・ゲートキーパーは、各職場において必要性が高くなっていると思う。
- ・医療的ケアの必要な方の緊急時の受け入れ先の充実が必要。
- ・早期発見、早期支援に関しては、当事者や家族に不安や様々な思いをめぐらせることになると思う。不安よりも安心して生活を続けることができる福祉サービスや心理的なサポートの仕組みが重要。
- ・大事なことは「気持ち」。みんなが「まるごと」を受け入れられるようなイメージを広げていけたらいい。早期発見した後の支援が不足している。医療と福祉の連携も不十分。
- ・我々の役割は当事者の話に耳を傾けることと思っている。長浜市全体で「傾聴」することに力を入れてほしい。
- ・これから在宅医療が重要となるが、いかんせんマンパワーが足りていない。

(2) アクションプラン

ア 心の健康づくりの推進

心の病を抱える人が増えていることから、保健相談の充実、引きこもり・自殺への対策（ゲートキーパー研修など）を進めるとともに、まわりにいる人がそのサインや対応について知識や理解を深めるための取組や、産後うつの予防や市民の相談役になられる人の心の健康相談会も継続して心の健康づくりを行います。

イ 相談支援・医療の充実

本人やその家族に対して相談や訪問指導を行いながら、専門的な相談機関の紹介や、治療が必要と考えられるときには医療機関への受診について支援していきます。

また、県、医療機関、滋賀県立精神保健福祉センター、保健所との連携のもと、相談支援や精神医療の充実を図ります。

ウ 地域生活への移行促進

精神科病院に入院中で、退院可能な人については、地域で安心して暮らすことのできるよう、訪問系サービス、日中活動系サービスによる支援、グループホームの整備などによる住居の確保に取り組みます。

エ 地域交流サロン

地域活動支援センターなどにおける「地域交流サロン」等を通じ、利用者の主体性を重視した創作的活動や生産的活動を実施することなど、社会参加を目指すとともに社会復帰に向けた取組を実施します。

3 医療的ケアへの対応

(1) 現状と課題

重度心身しうがい、難病、高次脳機能しうがいなどにより、医療や、日常生活における医療的ケアを必要とする人が増加するなか、専門的医療の提供や、医療的なケアに対応できるしうがい福祉サービス事業所や人材が不足している状況にあります。このため、医療や医療的ケアの充実に向けて取り組みます。

平成30年度以降の新たな取組等

- ・福祉・医療関係者の連携協議場設置。(H30 長浜米原しうがい者自立支援協議会 重介護・医療ケア検討部会)
- ・圏域での医療的短期入所の開設を目指し、先進地の視察を実施(広島市)。(R1 主催長

浜米原しようがい者自立支援協議会 重介護・医療ケア検討部会)

- ・県南部の医療的短期入所サービスの利用促進のため、「重症心身しようがい者短期入所特別支援モデル事業」を実施。【再掲】(R1)
- ・医療的短期入所開設のため、市内医療機関へ説明を実施 (R2)
- ・医療的ケアが可能な、生活介護・放課後等デイサービス・短期入所を圏域で整備中 (R3 予定)

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・福祉事業所における看護師の役割との整合性が課題。医療機関でも喀痰吸引等研修を受講されているケースがあるのか知りたい。
- ・喀痰吸引等研修など医療行為の関係する介助については病院との連携などバックアップ体制が十分に取れておらず、万が一の保障の問題も感じている。
- ・特定のヘルパーが介助にあたるため、ヘルパーの都合によりスケジュールが立てにくい面がある。
- ・医療的ケア児・者のレスパイトの場所が少ない。
- ・診療、入院、調剤などを、しようがいがある事を理由に拒否しないという内容を明記すればどうか。
- ・治療を理由に教育や生活を分ける事なく、地域で共生する環境を整えていくという内容を明記すればどうか。
- ・地域医療について。この圏域でしようがいの専門医療についてどのようにしていくのか。しようがい当事者が自分で自分の医療を自発的に考えていくような地域医療の検討が必要。
- ・医療ケア児のレスパイトはあるが、医療ケアはないが車いすで移動し、歩行が不安定ながらも多少動ける児童はレスパイトの対象にならず、短期入所も受け入れがスムーズにいかない。保護者からは「結局（大変さを）わかってもらえない」と落胆される。
- ・医療ケア児や上記のような児童は、放課後等デイサービスや日中一時など保護者のニーズを満たすためのサービスがまだまだ足りない。

(2) アクションプラン

ア 医療の充実

しようがいのある人が、市立病院はもとより地域の医療機関において安心して医療やリハビリテーションを受けることができるよう、人材の確保・育成等により、地域医療供給体制の充実を図るとともに、関係機関の連携強化を図ります。

イ 医療的ケア児者への支援充実

日常的な生活における定期的な医療的ケア等に対応できるよう、夜間の対応も含め、しうがい福祉サービス事業所等の施設整備や人材確保、人材育成に向けて取り組みます。

また、所定の研修を修了した介護職員等によるたん吸引・経管栄養等の推進を含め、医療的ケアの充実に向け、適切な取組を行います。

重症心身しうがい児・者の医療対応やレスパイト^{*11}について、圏域内病院や医師会と調整を図ります。

4 医療費の支援

(1) 現状と課題

現在、障害者総合支援法の規定に基づく自立支援医療や、県制度および市独自の取組による福祉医療制度により、しうがいのある人の医療費の支援を行っています。今後も、安心して医療を受けることができるよう支援を継続します。

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・障害基礎年金と作業所の工賃では、医療費の支払いも大変である。医療費の軽減が必要である。

(2) アクションプラン

ア 更生医療

身体にしうがいのある人で、手術等の治療によってそのしうがいを除去・軽減する効果が確実に期待できる場合、自立支援医療費を支給します。

*11 レスパイトとは、「休息」「息抜き」などという意味の単語であり、レスパイトケアとは、在宅で介護を受けている人が福祉サービスの利用や入院などにより、介護している家族などが一時に休息や息抜きができるようにする支援のこと。

イ 育成医療

しょうがいのある児童や、将来しょうがいを残す懸念のある疾患がある児童について、手術等の治療によってそのしょうがいを除去・軽減する効果が確実に期待できる場合に自立支援医療費を支給します。

ウ 精神通院医療

精神にしょうがいのある人について、通院による精神医療を継続的に要する病状にある場合、その通院の医療費について自立支援医療費を支給します。

エ 福祉医療

心身に重度のしょうがいのある人に対し、県の制度や市独自の制度により、医療費の自己負担額の全部、又は一部を支援します。

第6節 子どもの発達・教育支援「はぐくむ」

1 地域における子育て支援

(1) 現状と課題

しうがいのある・なしに関わらず地域の子どもたちが共に育つことができるよう、地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援や、放課後・休暇中の活動支援等に取り組んでいます。今後も、子ども・子育て支援法の基本理念等も踏まえ、地域における子育て支援の充実に向けて取り組みます。

平成30年度以降の新たな取組等

- ・特別支援スキルアップ事業による職員のステージに応じた研修を実施（R1：6回実施）
- ・学校施設において多目的トイレを設置。（H30：3施設 R1：5施設）
- ・北郷里小学校にエレベーターの設置。（H30）
- ・木之本小学校にスロープの設置。（R1）
- ・放課後児童クラブにおいて、しうがいのある子どもの受け入れを積極的に行い、各クラブに加配の職員を配置し支援の質を確保。（H30）
- ・放課後児童クラブにおいて、地域の認証発達障害者ケアマネージャーからの特別な配慮が必要な児童に対するアプローチ等を学び、しうがいのある子どもが利用しやすい環境を整備。

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・プランの文言についても例えば「地域・保健・福祉・教育…」等記載においてもまずは「教育」から始まるべき。
- ・インクルーシブ教育への理解・啓発が進んでいないと思う。
- ・県の研究事業の中で、学籍を2つ（養護学校と地域の学校）持っている児童生徒はある。ただ、いきなり違う学校に行っても馴染むことができない。
- ・地域ぐるみで児童生徒を育み、サポートできる体制が構築されるといい。
- ・教育部門とどのように連携したらいいかわからない。

(2) アクションプラン

ア 地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援

地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等において、しょうがいのある子どもの特性や適性、希望等を踏まえたうえで、その受入や支援の充実を図るため、児童・生徒や教職員等への福祉教育、教職員の適正配置、園舎・校舎の改修等、必要となる取組を進めます。

イ 放課後・休暇中の活動支援

① 地域での子育て支援

しょうがいのある子どもが地域の中ではぐくまれるよう、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業や、地域での子育て支援への取組について、しょうがいのある子どもの利用や参加を促進します。また、放課後児童クラブでは、放課後児童クラブ運営室に合理的配慮支援員を配置し、発達障害者支援認証ケアマネージャーや発達支援室の職員とともに、放課後児童クラブを巡回して、しょうがいや発達に課題がある子どもの支援や環境整備について助言します。

② しょうがい福祉サービスによる支援

放課後等デイサービスや日中一時支援事業などのしょうがい福祉サービスを活用し、しょうがいのある子どもに放課後や休暇中の活動場所を提供します。これにより、子どもの見守りや支援を行うほか、介護負担の軽減等を図ります。

2 乳幼児期からの早期支援

(1) 現状と課題

乳幼児健康診査の結果等に基づき、心身の発達上の課題等があると考えられる乳幼児について、発達相談を定期的に行い、子育てや園などの集団生活の支援について、相談支援を行います。

また、児童発達支援センターやこども療育センターでは、小学校就学まで

のしょうがいや発達に課題のある子どもを対象に、日常生活における基本的動作の習得や、集団生活の適応に向けて、個別や集団の発達支援を行い、在籍園（保育園、幼稚園、認定こども園）の集団生活においても、子どもに応じた支援ができるよう、保育所等訪問支援事業の拡充や、在籍園との連携強化を行います。

平成30年度以降の新たな取組等

- ・発達しうがいや発達に課題がある人の一貫性・継続性のある総合的な支援体制の構築に向け、乳幼児から成人期にわたる相談支援を行う「発達支援室」を設置。(R2)
- ・教育委員会・福祉部局等、発達支援にかかる関係部署が集まり、様々な年齢のステージや生活の場での発達支援を考える「発達支援連携会議」を設置 (R2)

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・幼児期の段階、学齢期の段階、成人の段階と分けた対応のイメージがある。幼児期に必要な対応を行いながら、その時点で学齢期につながるような支援も並行して行えた方が良い。
- ・教職員のしうがいへの理解が進んでいない。身体にしうがいのある人だとわかりやすいが、グレーゾーンで未診断の子どもなどは大人になってから教職員から受けた対応がフラッシュバックしとても辛い思いをしている。

(2) アクションプラン

ア 発達支援の充実

しうがいの特性、発達の状況に応じて適切な相談支援、療育・教育、就労支援や福祉サービスなどの支援を行うことができるよう、保健・福祉・教育・医療等の関係機関・部署との連携による相談支援の充実を図ります。

① 発達に関する相談

「発達支援室」が発達に関する相談の窓口となり、発達に課題がある人や家族に対し、発達相談（発達検査の実施等）を行います。
0歳～3歳の発達相談は、健康推進課の母子保健事業、小・中学校の義務教育の発達相談は、教育委員会の特別支援教育の部署と連携し、乳幼児から成人にわたる相談支援を行います。

② 相談支援ファイルの活用と普及

相談支援ファイルは、発達支援室で相談を受けた児童の家族と児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業を利用した児童の家族に配布し、学齢期以降は、希望者に配布します。

ファイルには、家族情報や生育歴などの基本情報のほか、発達検査の結果や、診断書、個別支援計画、個別の指導計画などの支援情報を綴るようにし、進学時や就職時における合理的配慮や福祉サービスの利用などに役立てます。

③ 発達支援体制の構築

しょうがいや発達に課題がある人の一貫性・継続性のある総合的な支援体制の構築に向けて、教育委員会、福祉部局等、発達支援に関わる関係者が情報を共有し、連携体制が取れるよう、関係構築の場や研修、支援体制の検討を行います。

イ 早期療育の充実

① 児童発達支援

乳幼児健康診査の結果等に基づき、発達支援が必要と認められた就学前の児童について、日常生活動作の習得や、集団生活に適応する力をつけるため、児童発達支援センター、こども療育センターにおいて、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。

児童発達支援では、個別支援計画を作成し、集団や個別の支援を行います。

② 家族への支援

児童発達支援センターに親子で通所し、子どもへの関わりを体験的に学ぶ機会や、親子分離の時間を設け、保護者同士の話合いや、子どもの関わり方について知る機会を作り、悩みや不安を共有・軽減し、しょうがいについての理解を深めます。

また、心理判定員や言語聴覚士等の専門職との個別相談や、保護

者向けの研修会を通じて、子どもの育ちや子育てについて学び、将来的な見通しが持てるよう本人、家族を支援します。

③ 在籍園との連携

児童発達支援センターやこども療育センターに通所している児童が、在籍している保育所等の集団生活において、個々に応じた支援が受けられるよう、児童発達支援センターやこども療育センターの職員が園を訪問し、園の担当者が療育を見学するなど、支援内容を共有するとともに、連携して支援を行います。

④ 保育所等訪問支援

発達支援が必要と認められた子どもについて、在籍している保育所等の集団生活の中で不適応が大きい場合や、保護者が児童発達支援センターやこども療育センターに通所できない場合に、児童発達支援の専門職員が保育所等に出向き、特性に応じた支援を行います。また、園の職員に対しても、支援の方法に関する情報共有や、助言を行います。

3 学齢期における支援

(1) 現状と課題

しょうがいのある子どもに対し、学齢期において、そのしょうがいの状況や本人・家族の希望に応じた教育や支援を行うことで、自分らしく地域生活を送るための基礎づくりができるよう取組を進めており、今後もその充実を図っていきます。

障害者基本法および学校教育法施行令の改正にともない、インクルーシブ教育^{*12}の考えに基づいた教育が強く求められるようになり、その推進のために、指導員の配置や多様な学びの場の環境整備の充実を図る必要があります。

*12

インクルーシブ教育とは、しょうがいのある子どもを含むすべての子どもに対し、通常の学級において、それぞれの教育的ニーズにあった適切な教育支援を行うこと。

平成30年度以降の新たな取組等

- ・医療的ケアの必要な児童のため、特別支援学級の合同合宿に看護師を派遣しました。
(R1)
- ・対象児童・生徒の指導を受ける機会の保障を目的に通級指導教室サテライト教室を開設。
(R1)

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・メリット、デメリットの把握に努めていきながら、通常授業の進行を妨げることなく、しうがいのある子どもと接する機会を増やすことが大事。
- ・養護学校の人数が増えて増築しておられるが、そこにお金を使うなら、インクルーシブ教育推進に使ってはどうか。
- ・支援者が個々に関わるのではなく連携し、子どもへの関わりを共有することが大切。
- ・子ども同士のつながる力を大切にして、時には支援者がつなぎ役になることでお互い思いやりの気持ち、自然な繋がりができるのではないか。
- ・福祉と教育の連携に難しさを感じている。
- ・インクルーシブ教育が進んでいるとは全く思えない。むしろ、後退しているように思うこともある。行政が主体的に取り組む必要がある。
- ・教育と福祉の連携の難しさを強く感じるが、まずは関係づくりから始めている。保育所等訪問支援や、園・学校からの要請に応じて専門職員(作業療法士、保育士)が出向き、職員研修、児童への支援の具体的な助言や環境調整等の助言を行い、見て・聞いて・感じていただく中で、インクルーシブ教育・合理的配慮等について情報提供・共通理解をしていく、連携が深めていくとよい。
- ・地域の学校内で、通常学級の担任と支援学級の担任の連携が不充分である。
- ・支援学校対象とされた方が、地元の学校に行っても本人に合った学習の機会は持ちにくいことがある。
- ・インクルーシブ教育については、理念から具体的な施策まで市が主体となって取組んでほしい。学校にもっと福祉の考え方を取り入れたほうがよい。
- ・教育支援については教育委員会の業務であり、福祉の業務ではないと思っている。システム作りは教育委員会、環境整備は福祉の役割。この分野について教育関係者がしっかりと考えるべき。
- ・当事者の意見を聞いて制度を変えてほしい。教育と福祉の連携が必要。

(2) アクションプラン

ア 学校教育の充実

① インクルーシブ教育の推進

特別な支援が必要な児童生徒の教育的ニーズへの対応や、インクルーシブ教育の推進のために、人的支援（インクルーシブセンター）を行います。さらに、各学校において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援充実のため、しうがいの理解、校内体制の整備、関係機関との連携などに精通できるように、特別支援教育コーディネーターおよび通級指導教室担当者の資質向上を図ります。

I 交流および共同学習の推進

しうがいのある子どもとしうがいのない子どもが、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「交流」と教科等のねらいの達成を目指す「共同学習」が一体となっている「交流および共同学習」を推進します。

II 学校施設のバリアフリー化

しうがいのある子どもが地域の学校で安心して教育が受けられるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、必要に応じてトイレやスロープや手すりの改修などをはじめ教育施設の改修、整備を行います。

III 医療的ケアへの対応

医療的ケアを必要とする子どもが安心して教育を受けることができるよう、看護師やたん吸引や経管栄養を行う資格のある介護従事者等の派遣等の支援に取り組みます。

② 特別支援教育の実施

しうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切

な支援を行う「特別支援教育」を実施します。学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等を含めたしうがいのある子どもの自立や社会参加に向けて、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行います。

また、特別支援教育に関するより確かな知識と対応力を身につけるために、発達しうがいを含むしうがいに関する専門的知識・経験を有する者等を巡回相談員として派遣し、教職員の資質向上を図ります。さらに、学校・園を対象に、養育・教育に関わる発達上の医療相談を嘱託医が行い、子どもたちの健やかな成長のためにメディカル・コンサルテーション事業^{*13}を進めます。

【本市の小中学校における特別支援学級の状況】 (各年度4月1日現在)

	学級数	児童・生徒数
平成23年度	80学級	258人
平成26年度	79学級	261人
平成29年度	72学級	230人
令和2年度	76学級	269人

【市内養護学校の在籍者数の状況】 (単位：人)

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
長浜養護 (高等部)	全体	209	210	208	208
	うち 長浜市	162	165	160	166
長浜北星 高等養護	全体	47	45	39	39
	うち 長浜市	27	28	26	25

(各年度5月1日現在)

*13 メディカル・コンサルテーション事業とは、発達しうがい等があると疑われる幼児・児童生徒のいる学校・園の要請により、その養育・教育等に係る医療相談を医師が行い、子どもたちの健やかな成長や就学ができるよう指導・助言し、関係医療機関への紹介や、つなぎ等を行う事業のこと。

I 通級指導教室の充実

小中学校の通常の学級に在籍する、軽度のしうがいのある子どもを対象として実施している通級指導については、サテライト教室の開設等、指導を受ける機会の確保と担当教員の専門性の向上を図ります。

II 体験学習・校外学習の推進

しうがいのある子どもが将来にわたって自立・社会参加ができるように、必要な知識、技能を身につけるため、合同合宿訓練や中小合同発表会等の場を取り入れます。

イ 進学・就労等の支援

学校卒業後の進路を決定する支援として、在学中に就労体験（職場体験）や就労移行支援事業所において就労にかかるアセスメントなどを行うことで、自分の希望に沿った進学や就労などを自己選択し、自己決定ができるよう教育機関や就労移行支援事業所や就労支援機関（テクノカレッジ、働き・暮らし応援センター、公共職業安定所等）との連携のもと、進路相談に取り組みます。

【市内養護学校高等部卒業者の進路状況】

(単位:人)

		卒業者	進学者	一般 就労	就労移行 支援	就労継続 支援 A型	就労継続 支援 B型	生活介護 在宅等
長浜養護 (高等部)	全体	33	1	9	2	1	9	11
	うち 長浜市	22	0	7	0	1	6	8
長浜北星 高等養護	全体	14	0	12	1	1	0	0
	うち 長浜市	9	0	7	1	1	0	0

(令和元年度 実績)

第7節 活動の充実「いきがい」

1 就労支援

(1) 現状と課題

しうがいのある人の就労に対する意欲が高い一方、就労機会は十分ではなく、就労している場合においても様々な悩みや困難を抱えている人が多くいます。このため、就労機会の拡大、就労形態の多様化、賃金の向上等に向けて取組を進めます。

平成30年度以降の新たな取組等

- ・正規職員・臨時職員ともに、しうがいの内容によって区別することなく採用試験の受験が可能となるよう、受験資格を見直し。(H30)
- ・「障害者雇用推進者」及び「障害者職業生活相談員」を選任。(R1)
- ・就労定着支援事業所の開設について法人に働きかけを行い、新たに2事業所を開設(R1)
- ・農福連携による農業従事者の確保に向け、市内の福祉作業所及び市外の先進取組事業所の調査研修を実施。(R1)
- ・先進地研修として重度障害者雇用に取り組まれている企業を訪問し研修を実施。(R1)

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・一般就労での継続が難しく会社を辞めざるを得ない方がおられ、本人への指導を充実させ業務効率をアップさせる方法と共に、企業側が寛大な処置で受け入れできるような意識向上や優遇処置の充実が必要。
- ・医療的ケア児も利用できる放課後等デイサービスがあると良い。
- ・内職やパソコンのデータ入力などの就労体験があると対人関係が苦手な方も取り組みやすくなるのではないか。
- ・一般就労を希望する生徒は多いが、希望通りに就職できるとは限らない。企業見学や体験実習の受け入れが増え、就労後の定着にも力を入れる必要を感じる。
- ・雇用条件や職務条件をしうがい者のみに不利益な扱いをしないことが重要。
- ・福祉サービス、建物や交通、地域活動などの分野において差別が起こらないよう取り組まなくてはならない。
- ・当事者を無視して保護者や介助者に話しかけないよう配慮が必要。
- ・交通が不便な地域の人々に対して、「通勤では(サービスが)使えない」などと言われてし

まうと働く場がなくなってしまう。何とか“働くこと”を制度外に置かないように柔軟な運用ができればありがたい。

- ・「就労」「日中活動」は両輪で動くべき。
- ・しうがいのある方の一般就労の場は、企業の理解が十分でなく啓発が必要。一般の企業にも自立支援協議会に入ってもらいたい。
- ・一般就労の先はあるが、なかなかマッチングが難しい。
- ・一般就労できる能力がある方でも、対応が優しく働きやすい就労継続支援 A 型を希望される方が多い、一般就労に押し出す活動の充実が重要である。
- ・働くことしうがいのある方が活躍できる場の創出が重要。

(2) アクションプラン

ア 一般就労の拡大

① 企業等への働きかけ

令和元年度における県内に本社のある企業（50人以上規模）に雇用されているしうがいのある人の数は、3,210.5人^{*14}となり、10年連続して過去最高の人数となっています。

民間企業における法定雇用率は、年々引き上げられており、令和元年度においては2.2%、令和3年度からは2.3%となる予定です。

滋賀県の実雇用率は法定雇用率を上回っていますが、今後も長浜公共職業安定所、商工会議所等と連携し、事業主に対して雇用促進にかかる各種制度の紹介、就労支援のネットワークへの参加協力等を働きかけ、職場定着のためのアフターフォローモードの検証を行い、引き続き、しうがいのある人の働きやすい環境の構築に努めます。

【民間企業におけるしうがい者雇用の状況】 (令和元年6月1日現在)

	滋賀県	全国
しうがい者雇用 実雇用率	2.28%	2.11%
法定雇用率達成企業の割合(法定雇用率：2.2%)	55.7%	48.0%

出典：滋賀労働局報道発表資料

*14

数値は短時間労働者以外の重度身体しうがい者及び重度知的しうがい者について、法律上1人を2人に相当するものとして算出し、重度以外の身体しうがい者及び知的しうがい者並びに精神しうがい者である短時間労働者（1週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については法律上、1人を0.5人に相当するものとして算出したものである。

② 長浜市役所のしうがい者雇用の拡大

令和元年度において、長浜市役所のしうがい者雇用数は、33.0人であり、実雇用率は2.24%となっています。県内市町の平均値を上回るもの、法定雇用率の2.5%に相当する人数である36.0人の雇用を達成できていません。

令和3年度には、地方公共団体の法定雇用率が2.6%に引き上げとなることを見据え、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、「障害者雇用推進者」や「障害者職業生活相談員」の活用による職場への定着支援を実施するとともに、しうがいのある人を対象とした職員採用の機会の拡大に努め、法定雇用率の達成を目指します。

【市町等におけるしうがい者雇用の状況】

(令和元年6月1日現在)

	県内 19市町 平均	長浜市	長浜市 病院事業
しうがい者雇用率(法定雇用率:2.5%)	2.14%	2.24%	2.87%

出典：滋賀労働局報道発表資料

③ しうがいのある人や支援者の起業等への支援

しうがいのある人や当事者を支援する人などによるNPO法人の設立、起業等を支援していきます。また、起業や業務運営に関する情報を提供します。

④ 重度しうがいのある人の就労支援

重度しうがいのある人の通勤や職場等における支援について、市内企業等に対して、障害者雇用納付金制度に基づく助成金活用についての情報提供を行います。

⑤ 一般就労への移行の支援

一般就労を希望するしうがいのある人が、その適性にあった仕

事に就けるよう、就労移行支援サービスやジョブコーチ制度等を活用し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や職場定着の支援を行うとともに、「長浜米原しうがい者就職面接会」の実施など、しうがい者雇用についての情報提供に努めます。

また、自立支援協議会での議論をふまえ、福祉的就労から一般就労への移行を推進します。

【就労移行支援サービスの見込量】

	令和2年度 見込(前プラン)	令和2年度 実績	令和5年度 見込
利用人数	45人	34人	35人
月平均利用人数	-人	35.2人	-人
月平均利用日数	18.6日	16.8日	18.6日

※利用人数は当該年度4月時点の数である。

※月平均利用人数、月平均利用時間の実績は令和2年4~8月利用分までを集計したものである。

※圏域の定員数および在学中のアセスメント利用があることを加味して、令和5年度見込みを設定します。

【福祉施設から一般就労への移行人数】

	令和2年度 見込(前プラン)	令和元年度 実績	令和5年度 目標
長浜市	9人	12人	13人
湖北圏域	-人	15人	-人

※「福祉施設」とは、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）、生活介護事業、自立訓練事業（機能訓練、生活訓練）の事業所を指す。

【就労移行支援事業所の状況】

令和2年3月31日現在

	事業所数	定員
湖北圏域	2事業所	40人
県内	25事業所	327人

出典：滋賀県資料

⑥ 一般就労の定着支援

福祉的就労等から一般就労に移行されたしうがいのある人が、就労に伴って生じている生活面での課題を解決し、長く働き続けられるようサポートするため、今後も就労定着支援事業所の新規設置

に向けての働きかけを行います。

定着支援はこれまでも、就職までを一貫してサポートする就労移行支援事業所や、生活と就労を一体的に支援する働き・暮らし応援センターなどが中心に支援してきましたが、対象者の増加や、働くことにまつわるさまざまな課題解決のニーズも高まっています。

一般就労への移行をさらに促進するため、自立支援協議会「就労定着支援プロジェクト」での協議において、就労支援の体制を整理し、役割分担や、一般就労への移行・定着にむけて効果的な検証方法や時期などを検証します。

また、企業に対しても障害者雇用助成金を活用して、就労環境を整えるよう働きかけを行います。

【就労定着支援サービスの目標値】

	令和2年度 見込(前プラン)	令和2年度実績 (4月時点)	令和5年度 目標
利用人数	- 人	17人	37人

※新事業のため、前プランに見込値の設定なし。利用人数は国に準じて見込ではなく目標値とする。

※福祉施設から一般就労への移行者全員がサービスを利用すると想定し、令和5年度目標値を設定します。

【就労定着支援事業所の状況】

令和2年3月31日現在

	事業所数
湖北圏域	3事業所
県内	12事業所

出典：滋賀県資料

イ 福祉的就労の支援

① 就労継続支援（△型）事業

一般就労としての雇用が困難なしうがいのある人等に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった人については、一般就労への移行に向けて支援を行います。また、重度のしうがいのある人の就労を支援する事業所に対して、県事業を活用した支援を行います。

【サービスの見込量】

	令和2年度 見込(前プラン)	令和2年度 実績	令和5年度 見込
利用人数	110人	105人	127人
月平均利用人数	-人	109.6人	-人
月平均利用日数	19.7日	19.2日	19.7日

※利用人数は当該年度4月時点の数である。

※月平均利用人数、月平均利用時間の実績は令和2年4~8月利用分までを集計したものである。

【事業所等の状況】

	事業所数	定員	平均工賃
湖北圏域	7事業所	160人	83,239円
県内	26事業所	617人	83,002円

※事業所数、定員は令和2年3月31日現在、平均工賃はH30年度実績の数値となります。

出典：滋賀県資料

② 就労継続支援（B型）事業

一般就労や就労継続支援A型の利用が困難な人等を対象として、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力が高まった人については、一般就労や就労継続支援A型への移行に向けて支援を行います。

【サービスの見込量】

	令和2年度 見込(前プラン)	令和2年度 実績	令和5年度 見込
利用人数	268人	244人	275人
月平均利用人数	-人	255.4人	-人
月平均利用日数	18.8日	16.8日	18.8日

※利用人数は当該年度4月時点の数である。

※月平均利用人数、月平均利用時間の実績は令和2年4~8月利用分までを集計したものである。

【事業所等の状況】

	事業所数	定員	平均工賃
湖北圏域	19事業所	365人	19,010円
県内	149事業所	3,380人	18,722円

※事業所数、定員は令和2年3月31日現在、平均工賃はH30年度実績の数値

出典：滋賀県資料

ウ 販路・事業拡大等の支援

① 製品・事業の広報

様々な機会をとらえ、製品の展示や紹介、業務内容の情報提供を行うなど、販路や事業の拡大等を支援します。また、長浜米原しうがい者自立支援協議会や、事業所連絡協議会を通じ、販路等についての情報共有を行うよう努めます。

② 市の発注拡大

市の物品購入や業務委託について、「障害者優先調達推進法」や「長浜市しうがい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、発注拡大に向けて取組を進めてきました。

今後も優先発注が可能な業務については、発注の拡大に向けて働きかけを行います。

【市優先発注の状況】(単位:円)

	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績
金額	5,384,935	6,740,903	8,167,616

エ 就労支援体制の充実

① 就労支援のネットワークづくり

長浜米原しうがい者自立支援協議会の就労支援部会等を通じて、公共職業安定所、働き・暮らし応援センター、就労支援事業所、企業、特別支援学校等の関係機関が連携し、情報共有、課題の把握・解決に向けて取組みます。

② 働き・暮らし応援センターの連携強化

しうがいのある人に対する就労・職場定着や日常生活・社会生活上の支援、職場の開拓など、就労面・生活面の両面から支援を行

う「働き・暮らし応援センター」との連携を強化します。

③ 就労の場におけるしうがいのある人の権利擁護

関係機関や事業主等の協力のもと、また、「長浜市企業内人権教育推進協議会」などの研修の場において、職場全体へのしうがい者理解の浸透に努め、しうがいを理由とした差別や虐待がないよう、啓発活動と相談体制の充実を図り、しうがいのある人が職場に定着できるような環境の整備を進めます。

2 日中活動支援

(1) 現状と課題

就労していないしうがいのある人についても、生活を楽しむための創作活動や身体・生活機能の訓練などの日中活動が重要です。

今後、日中活動のニーズの多様化が見込まれることを踏まえ、量・質の両面から事業所の基盤整備、運営の支援等に取組みます。

平成30年度以降の新たな取組等

- ・発達しうがいのある人の支援を充実させる生活介護事業所に支援開始（H30）
- ・医療的ケアが可能な、生活介護・放課後等デイサービス・短期入所を圏域で整備中（R3予定）【再掲】

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・今後、高齢のしうがい者の増加が予測できるため、生活介護の事業所が必要だと感じている。介護が必要な状態ではないが、一日働くことは難しい。しかし、生きがいを持ち生活の質が高められる施設があるとよい。
- ・行動障害のある生徒の高等部卒業後の行く所が不足している。
- ・放課後や休日の過ごし方が「家庭」という児童が多い。
- ・支援に支障をきたす行動がある為、サービス利用ができない高等部の生徒が多い。

(2) アクションプラン

ア 日中活動系サービスの充実

① 生活介護

しうがい者支援施設等において、身体介護や家事援助、身体機能・生活機能向上のための援助を提供するほか、生活を楽しむための活動等を実施します。また、生活介護は日中活動系サービスの中核的なサービスであり、重度心身しうがい、行動しうがい、発達しうがいなど、しうがい種別のニーズに沿った専門的支援が必要であるため、今後も施設設備の充実や専門職員の配置等、運営の支援に取組みます。

【サービスの見込量】

	令和2年度 見込(前プラン)	令和2年度 実績	令和5年度 見込
利用人数	378人	342人	360人
月平均利用人数	-人	341.4人	-人
月平均利用日数	19.1日	16.8日	19.1日

※利用人数は当該年度4月時点の数である。

※月平均利用人数、月平均利用時間の実績は令和2年4~8月利用分までを集計したものである。

【事業所の状況】

令和2年3月31日現在

	事業所数	定員
湖北圏域	18事業所	495人
県内	111事業所	3,276人

出典：滋賀県資料

② 療養介護

医療的ケアや常時の介護を必要とする場合、病院において機能訓練や療養上の管理・看護等、医学的管理のもとでの介護を提供します。

【サービスの見込量】

	令和2年度 見込(前プラン)	令和2年度 実績	令和5年度 見込
利用人数	34人	30人	30人

※利用人数は当該年度4月時点の数である。

③ 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）

自立した日常生活を営むために支援計画を策定し、計画に基づいて身体的なりハビリテーションや日常生活能力の向上に向けた訓練を行います。

【サービスの見込量（機能訓練）】

	令和2年度 見込(前プラン)	令和2年度 実績	令和5年度 見込
利用人数	6人	0人	1人
月平均利用人数	-人	0人	-人
月平均利用日数	17.8日	0日	20.0日

※利用人数は当該年度4月時点の数である。

※月平均利用人数、月平均利用時間の実績は令和2年4~8月利用分までを集計したものである。

【サービスの見込量（生活訓練）】

	令和2年度 見込(前プラン)	令和2年度 実績	令和5年度 見込
利用人数	8人	5人	4人
月平均利用人数	-人	4.2人	-人
月平均利用日数	20.5日	15.1日	17.0日

※利用人数は当該年度4月時点の数である。

※月平均利用人数、月平均利用時間の実績は令和2年4~8月利用分までを集計したものである。

【サービスの見込量（宿泊型自立訓練）】

	令和2年度 見込(前プラン)	令和2年度 実績	令和5年度 見込
利用人数	-人	5人	5人

※利用人数は当該年度4月時点の数である。

※前プランに目標値の設定なし

④ 日中一時支援

障害者支援施設等において、一時的に、見守りや社会適用に必要な訓練などを実施することで、しうがいのある人や介護者へ支援を行います。

⑤ 地域活動支援センター

創作活動、生産活動や、社会との交流を促進するための活動を行います。現在は、「障害者支援センターそら」において、主に精神にしようがいのある人や保護者等を対象に活動を行っており、今後もこうした取組を継続していきます。

3 社会参加・参画の促進

(1) 現状と課題

様々な活動の実施や参加・参画への意欲をもっているにもかかわらず、日中を主に家庭内で過ごしているなど、本人の意向に沿わない現状にある、しようがいのある人も多い状況です。

このため、身近な地域での社会参加・参画を促進することで、生活の質を高め、「いきがい」や「やりがい」を創出することができるよう取組を進めます。

平成30年度以降の新たな取組等

- ・健康パークあざいの利用料減免規定の創設。(R1)
- ・田村駅の駐輪場利用の減免規定の創設。(R2)
- ・さざなみタウン、豊公園等についてユニバーサルデザインに配慮して整備を実施。【再掲】

主なご意見 ※事業所等アンケート・ヒアリングより

- ・しようがいがある人の多くは、他者とのコミュニケーションが取りづらいと感じておられる。家族以外の人とコミュニケーションが楽しめる余暇活動が増え、参加したいと思う活動に参加できるように多くの場所があれば良いと考える。
- ・趣味・レジャー・娯楽などの余暇活動を支援するグループはあると思うが、情報がなかなかない。週末等休日に余暇の支援を希望される方は多くなっている。
- ・地域の公共交通機関は利用しにくい上に、福祉有償移送で支援する事業所や外出支援する支事業所も少なく、充実していない。
- ・地域の資源やイベント等に参加できるようなサポート体制がとれると、暮らしの楽しみが増え、地域に出る機会が増えることで、しようがい理解にもつながっていくと思う。
- ・地域の特性上、余暇活動時の外出支援を行う為の移動手段として福祉有償移送の必要性は高いが、事業所や職員数が相当不足しており、希望に沿った活動ができない。

- ・上手く余暇を過ごすことができない・わからない人もいるので、そこをどのように解決するのかが課題。社会参加するための支援が必要。
- ・健康パーク浅井のプール料金に減免規定ができるので行きやすくなった。新しくできたさざなみタウンは今後外出先として利用していきたい。
- ・しうがいを持つ人たちが参加できる企画、娯楽場所などをホームページ等で告知してほしい。
- ・精神しうがいの方向けの体を動かせる場があるとありがたい。
- ・余暇活動に取り組む場所へ行くための移動手段・サービスが不足している。
- ・余暇活動を行う場所のバリアフリー化が不十分なのではないか。成の方のオムツ換えベッドがない。車いすが入っても狭いトイレもある。
- ・しうがいのある人が、個別の支援を受けながら地域にある趣味活動に参加ができるような場所が少なく、選択肢がないように感じる。
- ・市内の観光散策、駅まちテラス、図書館など、バリアフリーはされているが、周りの人へ気を遣いながら車いすを動かすような様子で、のびのびと落ち着いた感じでの楽しみがしきれないように感じた。
- ・飲食店などのお店で配慮してくださるところも増えてきている。もっと広まってほしい。
- ・余暇活動の場の充実より、各施設における段差や車いす等の移動許容スペースに社会的障がいがあると感じます。バリアフリーは当然のことながら、しうがい者が不自由なく余暇が楽しめるまちづくりに向けて、市民ひとりひとりの意識の改善と社会全体の環境整備が必要だと感じます。
- ・一般相談時に、余暇活動の場をしうがいのある方に紹介できる場が少ないようだ。
- ・移動手段特にデマンドタクシー等の活用をする為、情報の把握が必要。

(2) アクションプラン

ア 多様な活動の支援

① 文化芸術活動の推進

アール・ブリュット（伝統や流行などに左右されず自身の内面からわきあがる衝動のまま表現した芸術）をはじめとする文化芸術活動について、その活動支援や普及啓発を実施します。

② しうがい者スポーツの推進

令和7年に滋賀県で開催される第 24 回全国障害者スポーツ大

会やスペシャルオリンピックス等、しうがい者スポーツのより一層の普及を図るため、大会の開催・参加や、指導員・審判員・ボランティア確保などへの協力をいたします。

③ 余暇活動等の支援

I 余暇活動の支援

しうがいのある人が自らの希望にそって趣味・レジャー・娯楽などの余暇活動を行うことができるよう、機会の充実や心置きなく過ごせる場所の創出などに取組みます。

II 社会参加・社会生活の支援

パソコン・音楽・料理・裁縫等の各種教室や交流サロン、生活情報の提供などを行う「しうがい者生活支援事業」を委託して実施し、社会参加の促進や社会生活力を高める支援を行います。

イ 参加を促進する環境づくり

① 利用しやすい施設づくり

スポーツ施設・文化施設などの公共施設について、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進など、誰もが利用しやすい設備・機能の充実等に取組みます。

② 憩いの空間づくり

公園や水辺の整備など、身近な地域やまちなかにおいて、しうがいのある人が気軽に立ち寄り語らうことのできる「憩いの空間」づくりを推進します。

③ イベント等における配慮

イベント等を開催する際に手話通訳者や要約筆記者を派遣する

など、しょうがいのある人の参加へ配慮を行います。

④ 自動車操作訓練費・自動車改造費の助成

身体にしょうがいのある人が、自動車の運転免許を取得するときの費用の一部を助成します。さらに、身体に重度のしょうがいのある人が就労などに伴い自動車の改造等の必要がある場合、その費用の一部を助成し就労支援や社会参加の支援を行います。

⑤ 施設利用料等の割引

しょうがいのある人の公共施設の利用等を促進するため、施設利用料や市の行事・講座等における参加費の割引を推進します。また、民間の施設や行事についても割引制度等の拡充を働きかけます。